

【修正案（防災対応部分）】

御嶽山火山防災避難計画

令和 4 年〇月〇日
御嶽山火山防災協議会

1. 策定までの経緯

(1) 御嶽山火山防災協議会（計画策定組織）

御嶽山の火山防災対策については、長野県側において平成 3 年 5 月 7 日に「御嶽山火山対策会議」を、岐阜県側において平成 19 年 1 月 31 日に「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」をそれぞれ設置し、噴火時の防災対策等を検討してきた。平成 23 年 12 月 27 日の中央防災会議において、「防災基本計画」（火山災害対策編）が改定され、平常時からの火山防災対策として、都道府県、市町村、国の機関、火山専門家等が連携し、火山防災体制の構築に向けた共同検討を行う「火山防災協議会」の位置付けが明確に示されたことを受け、長野・岐阜両県による協議会一本化に向けての検討を進め、平成 26 年 12 月 24 日に、関係機関の合意のもと両県合同の「御嶽山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。平成 27 年 12 月 10 日には、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正活火山法」という。）が施行され、火山防災協議会が法定化されるとともに、その役割が明確化されることとなった。

(2) 計画の目的

本計画は、「火山防災対策を検討するための御嶽山の噴火シナリオ」（以下「噴火シナリオ」という。）を基に、関係機関が噴火により発生する火山現象及び影響範囲について共通の認識を持ち、噴火災害の被害軽減に向けた防災対策を実施するために、御嶽山噴火時に関係機関が連携して取り組む総合的な防災対策等を取りまとめることを目的とする。

本計画は、従来の住民を対象とした避難等の計画策定にとどまらず、平成 26 年 9 月 27 日に発生した噴火災害を踏まえ、突発的な噴火による被害に遭いやすい、登山者や山の周辺を訪れる観光客への対策を意識した内容とする。

(3) 計画の位置付け

本計画の内容は、両県及び関係市町村の地域防災計画に反映するとともに、本計画の対応を適切に実施するための、より具体的な対策については協議会が中心となり、関係機関が共同で整理・検討していくものとする。

また、本計画をより実践的なものとするため、今後、防災訓練等を通じて、継続的に内容の検証を行い、必要に応じて修正を行うものとする。

なお、両県及び各市町村の個別の防災対応については、それぞれの地域防災計画に基づくものとする。

また、本計画の策定をもって、噴火警戒レベルの運用開始に合わせて長野県側及び岐阜県側で平成 20 年 3 月 31 日に共に施行された「御嶽山噴火警戒レベル導入に関わる防災対応についての申し合わせ書」は、失効するものとする。

2. 噴火の想定

(1) 御嶽山の概要

御嶽火山は、乗鞍火山列の南端に位置する成層火山で、古期・新期の火山体が浸食期をはさんで重なり、新期御嶽の初期にはカルデラが生じたが、引き続き活動によってカルデラや放射谷が埋積されて、ほぼ円錐状の現在の地形がつけられた。最新期の活動では、山頂部に南北方向に並ぶ数個の安山岩の小成層火山を生じた。火口のいくつかは、現在火口湖となっている。岩石は玄武岩・安山岩・デイサイト。

新期御嶽火山は継母岳（ままははだけ）火山群と摩利支天（まりしてん）火山群からなる。約 9～11 万年前、大量の流紋岩質の軽石噴火とそれに伴うカルデラ形成によって活動を開始した。約 8～9 万年前には流紋岩―デイサイト質の継母岳火山群の活動があり、カルデラを埋めて溶岩ドームや火砕流が山体を構成した。

引き続いて約 8 万年前からは安山岩質の摩利支天火山群が活動した。8 つの火山からなり、カルデラ内で火口を移動しながら活動し、カルデラはほぼ埋め立てられて現在の御嶽火山の南北に並ぶ山頂群が形成された。木曽川泥流堆積物は、この火山群の活動中の約 5 万年前に発生した大規模な岩屑なだれ―土石流堆積物であり、その流下距離は木曽川沿いに約 150km に達している。最近 2 万年間は、水蒸気爆発を中心とした活動期である。

南東山麓では、1978（昭和 53）年からしばしば地震の多発が見られ、1984（昭和 59）年 9 月 14 日にはマグニチュード 6.8 の「長野県西部地震」により、御嶽山とその周辺の 4 箇所で大きな地すべり・斜面崩壊が発生し、合わせて 29 名の人命が失われた。特に大きな土砂災害は、伝上川上流で発生した斜面崩壊で、土量は 3,400 万 m³ に達した。崩壊した土砂は伝上川・濁川・玉滝川を 12km に渡って流下し、数十 m の厚さに堆積した。崩れた土砂は、ほとんど全て直下の伝上川に流れ込んだ。

別名、木曽御嶽山、「御岳山」とも書かれる。

(2) 噴火の歴史

最近 2 万年間は、水蒸気噴火など新鮮なマグマを放出しない活動のみだと考えられていたが、最近の研究では、過去 1 万年間に 4 回のマグマ噴火が発生していることが明らかにされている。また、水蒸気噴火は数百年に 1 回の割合で、堆積物として残る規模のものが発生している。1979（昭和 54）年噴火以前の歴史記録に残る噴火は発見されていないが、山頂南西の地獄谷における噴気活動は、最近数百年間は継続している。

1979 年 10 月 28 日に剣ヶ峰の南側で水蒸気噴火が発生し、約 1 日で火山灰を放出するような噴火活動は終息した。その後の調査から有史以来初の噴火であることが明らかになった。噴火は穏やかな噴気活動からゆっくりと始まったため、下山中の登山者 1 人が噴石を頭部に受けて軽い負傷をした。

1991（平成 3）年と 2007（平成 19）年にごく小規模な水蒸気噴火が 1979 年の噴火口で発生した。ともに噴火に先立ち、山頂直下と考えられる地震と火山性微動の活動が観測された。また、2007 年には観測網の充実により、地殻変動と超低周波地震が噴火に先立ち観測された。

2014（平成 26）年 9 月 27 日 11 時 52 分頃に水蒸気噴火が発生した。噴火は 79 火口列南西側の剣ヶ峰山頂南西側に北西から南東にのびる新たに形成された火口列から発生したことが確認され、

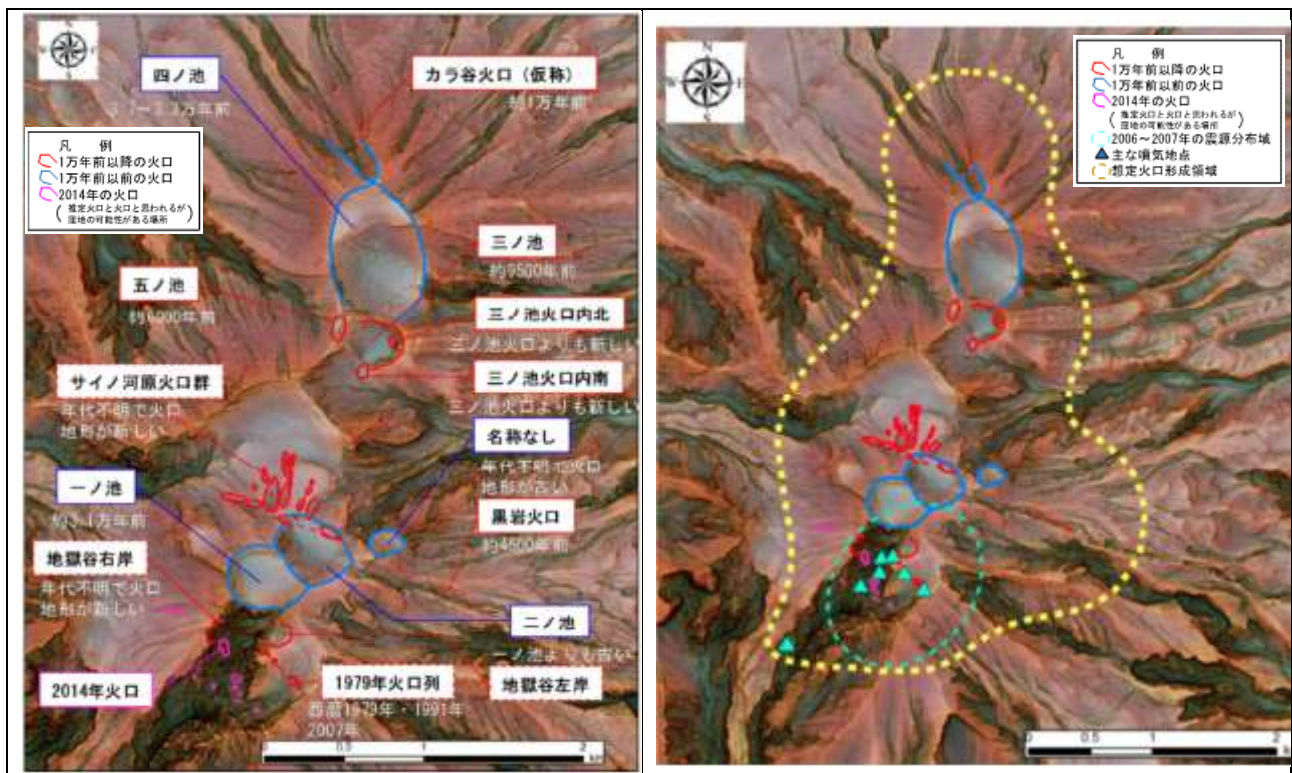
直径 20～30cm の噴石が約 1.3km 飛散し、火砕流は南西方向に約 2.5km、北東方向に約 1.5km 流下した。この噴火により、死者・行方不明者合わせて 63 名の被害者が出た。

(3) 噴火想定

協議会では、噴火のイメージをつかむと同時に、住民避難や道路規制等の防災対策に役立てることを目的に「噴火シナリオ」を作成している。発生後すぐに人家まで到達して人命に重大な影響を及ぼす現象が重要なため、「噴火シナリオ」では、大きな噴石、火砕流、及び融雪型火山泥流を検討対象とし、想定噴火として水蒸気噴火のみで終了する場合とマグマ噴火に至る活動の 2 通りについて整理を行った。以下は御嶽山の「噴火シナリオ」に基づき整理したものである。

① 想定噴火場所

過去の噴火実績によると、特定箇所から噴火しているのではなく、その都度火口位置が移動している。約 1 万年前の火口分布を用いて、約 4 万年前以降の火口分布を考慮したカーネル密度分布(※有限の標本点から、全体の分布を推定する手法)により火口位置から推定した現在の噴火活動等を考慮し、下記【図 1】のとおり火口領域を想定した。



【図 1】過去の火口図（左）及び想定火口領域図（右）

② 噴火規模と火山現象

過去 1 万年間の活動を参考として以下【表 1】のとおり想定する。

【表 1】 噴火様式による噴火に伴う現象と警戒が必要な範囲

噴火様式	噴火に伴う現象（※1）	警戒が必要な範囲	
水蒸気噴火	大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、降雨による降灰後の土石流・泥流	大きな噴石	想定火口域から 2km 以内（※2）
		火砕流	想定火口域から 3km 以内（※3）
マグマ噴火	大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）、降雨による降灰後の土石流・泥流	大きな噴石	想定火口域から 4km 以内（※4）
		火砕流（火砕サージ）	想定火口域から最大 8km 以内の谷筋（※5）
		融雪型火山泥流	想定火口域から最大 21km 以内の谷筋（※6）

※1 降雨による降灰後の土石流・泥流のように、噴火終了後に二次的に発生する現象も含む。

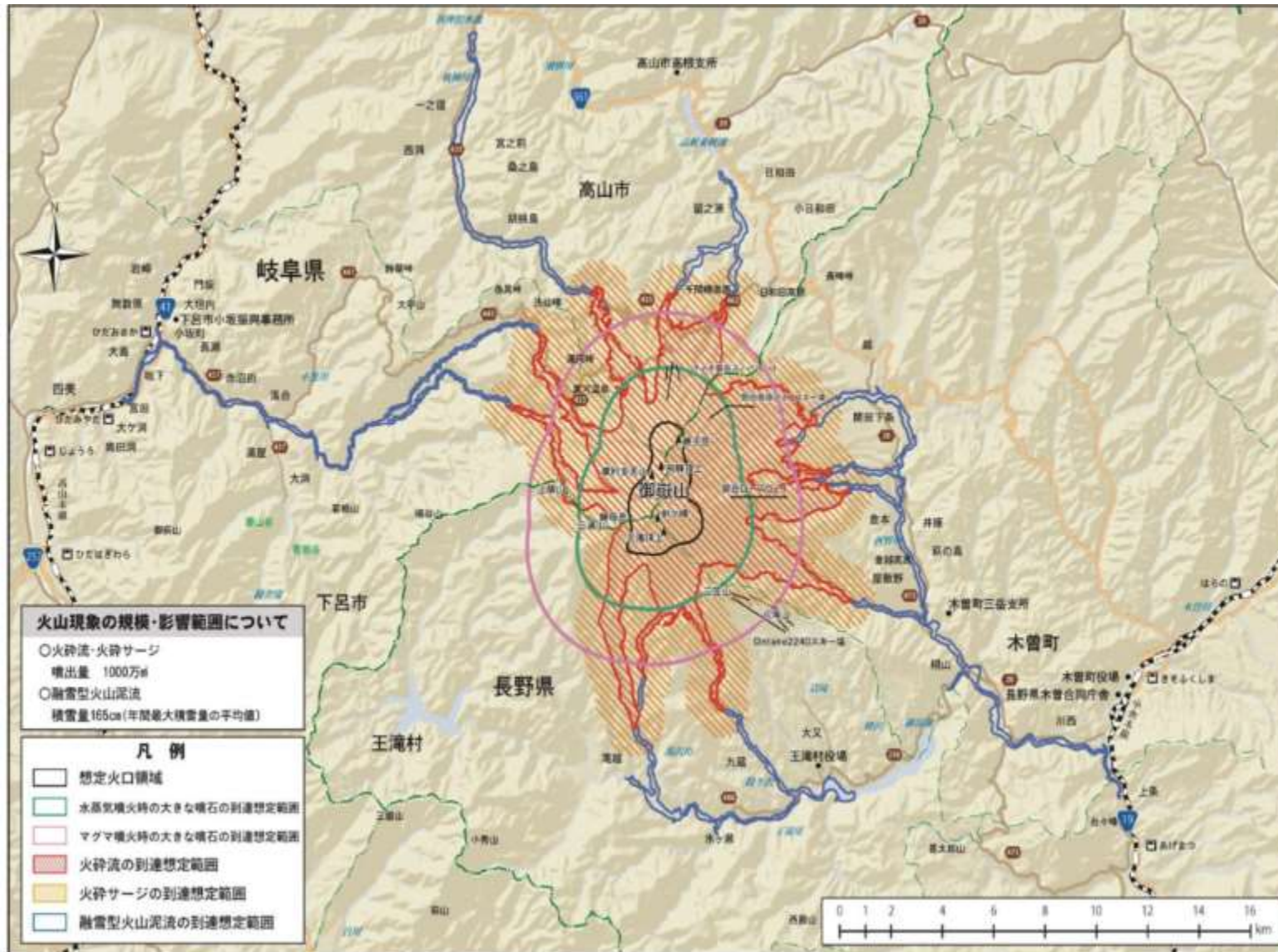
※2 2014（平成 26）年 9 月の噴火で直径 20～30cm の大きさの噴石が約 1.3km まで飛散したことを参考にして設定している。

※3 2014（平成 26）年 9 月の噴火で火砕流は南西方向に約 2.5km 流下したことを参考にして設定している。

※4 過去のマグマ噴火に伴う噴石の飛散距離は不明なため、他の火山の例を参考に設定している。

※5 過去のマグマ噴火に伴う火砕流の噴出量を参考に設定している。[火砕流規模：1000 万 m³]

※6 過去に発生の記録がないため、上記火砕流規模と年間最大積雪量の平均値をもとに設定している。[火砕流規模：1000 万 m³、火口付近の積雪量：165cm]



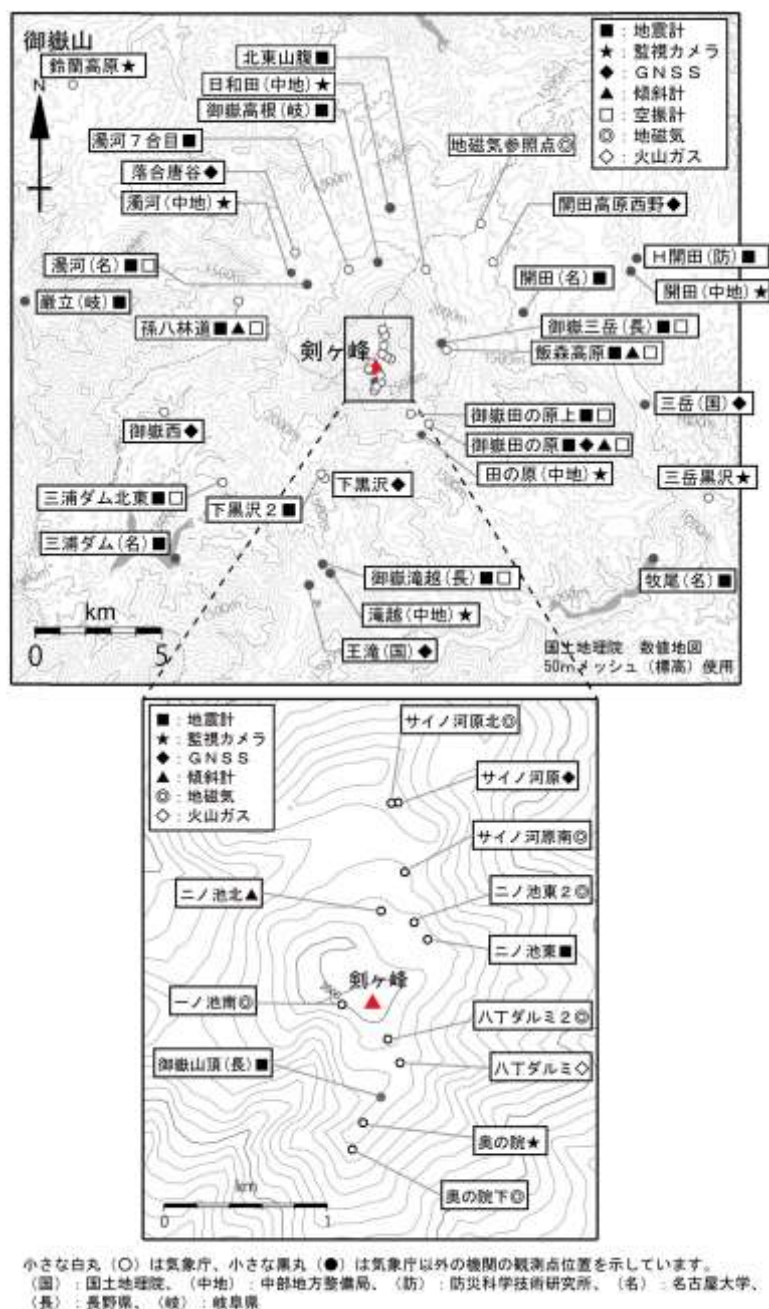
(c) Esri Japan

【図2】 御嶽山の噴石・火砕流・融雪型火山泥流の到達範囲予想図（想定火口域全体から噴火した場合）

3. 御嶽山の監視・観測体制

御嶽山とその周辺には、噴火の前兆を検知し噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS※、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、火山活動を24時間体制で常時監視・観測している。

気象庁のほかにも大学等研究機関、国土交通省中部地方整備局、国土地理院等により各種の観測施設が設置されており、火山噴火に伴う土砂災害の監視、調査・研究、地殻変動の観測等を行っているほか、一部のデータは気象庁の火山監視に活用されている。その状況を下記【図3】に示す。



※：GNSS（Global Navigation Satellite System）とはGPSをはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。

【図3】御嶽山の各機関観測点配置図（令和4年2月14日現在）

4. 異常現象発生時及び噴火警戒レベルに応じた防災対応

(1) 異常現象発生時の対応

① 住民等から異変に関する通報があった場合

＜異常現象を発見した者＞

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条）

＜第一報受信機関（市町村・警察）＞

住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、発見者通報ナビダイヤル（0570-015-024）により気象庁本庁又は岐阜・長野地方気象台に通報する。通報を受けた気象庁（岐阜・長野地方気象台）は事実確認等を行い、必要に応じて噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。

【異常現象の例】

- ・ 御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発
- ・ 御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化
- ・ 御嶽山で噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・温度等の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・色・濁度・温度等の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木の立ち枯れ等
- ・ 御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭い・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上

② 気象庁から火山活動に関する連絡等があった場合

気象庁から火山活動に関する連絡、火山の状況に関する解説情報（臨時）等の発表に関する連絡があった場合には噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。

また、事務局（県・市町村）は住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して当該現象の解説や、今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。

③ 必要な防災対応の協議

(a) 臨時協議会・地元説明会等の開催

事務局（県・市町村）は、異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときには、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。

これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。

(b) 警戒区域設定の検討

警戒区域の設定は、「9.災害対策基本法に基づく警戒区域（1）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。

事務局（県・市町村）は、異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする）を開催する。

緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は必要に応じ警戒区域の設定を助言する。

協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は市町村長に対して直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。

各幹事長から警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。

避難促進施設への情報提供について、必要な場合は事務局（県・市町村）に対し、協力を要請する。

④ 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達

市町村は、必要に応じ避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動状況の伝達を行う。

観測事項	広報文例
火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性地震の増加を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性地震が増えています。今後の情報に注意してください。
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性微動が観測されました。今後の情報に注意してください。

(2) 噴火直後の初動対応

噴火直後の共通した対応として以下の初動対応を行い、その対応が完了した後に噴火警戒レベルに応じた対応をおこなう。

事象	初動対応	相当する防災対応
噴火発生直後（規模・噴火警戒レベルによらない） 噴火を確認していないが、噴火したとみられる事象が確認された場合	全ての登山口で立入規制 登山者を速やかに下山させる	噴火警戒レベル 3 （概ね 4km）

(3) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火発生時の初動対応及び噴火警戒レベル 1～5 の各段階における防災対応について、火山活動の状況に応じて迅速な対応ができるように、あらかじめ以下のとおり整理する。噴火警戒レベルに応じた対応については、①剣ヶ峰南西斜面からの噴火、②継子岳からの噴火、③噴火地点不明（想定火口域全体からの噴火を想定）の 3 つのケースを想定し対応を整理する。

ケース①は、1979 年噴火及び 2014 年噴火でできた火口列を勘案して検討した想定火口域を、ケース②は継子岳山頂を中心として噴火した場合を基に設定している。

また、上記①②③以外の火口から噴火した場合にも 3 つのケースを参考に、実際の警戒範囲に

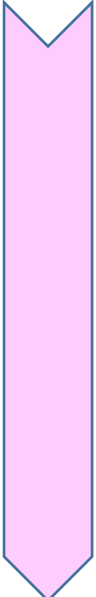
沿った防災対応を決定し対応にあたる。防災対策の実施状況、火山性地震による落石、積雪等を考慮し警戒範囲を超えて登山道、道路の規制を実施することもある。

ケース①については、剣ヶ峰南西斜面の想定火口域変更に伴う該当箇所の修正に合わせ、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合について、2014年噴火の知見を踏まえたより具体的な防災対応を検討し見直しを行った。さらに、ケース①の「剣ヶ峰南西斜面の想定火口域」については、気象庁が発表する火山防災情報、防災対応等においては「地獄谷火口」の名称を使うこととする。

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合

火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル 1 から 3）

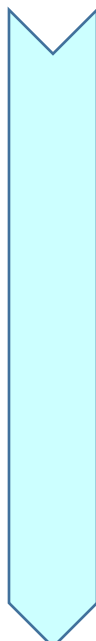
＜噴火警戒レベルが引き上げられた際の防災対応＞

	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況	P.13
	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-U> 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合	P.14
	噴火警戒レベル 2 <パターン 2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km が発表された場合	P.15
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km が発表された場合	P.16
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-3-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km が発表された場合	P.18
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 4km が発表された場合	P.21

＜噴火警戒レベルが引き下げられた際及び引き下げ後等の防災対応＞

噴火警戒レベルが引き下げられた際の防災対応については、原則として警戒が必要な範囲の外側（地図上の ☒ の地点）で立ち入りを規制する。

引き下げ後等においては、その後の火山活動の状況や噴火口の位置及び防災対策などにより、規制箇所を変更することもある。防災対応の変更が必要と考えられる場合は、速やかな対応に繋げるために予め関係機関において検討した防災（立入規制）対応図（地図上の ☒ の地点）をもとに、火山専門家等の助言を踏まえ、対応について関係機関で検討・協議するものとする。

	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 4km が発表された場合	P.24
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km が発表された場合	P.27
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km が発表された場合	P.30
	噴火警戒レベル 2 <パターン 2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km が発表された場合	P.33
	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-D> 火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況 （火山活動が高まった場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されることなく、噴火警戒レベル 2 が発表になる状況）	P.34
	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況	P.13

* 噴火警戒レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおり上がるとは限らない（下がるときも同様）。

規制箇所の設定方針

1. 登山道・道路等において通行規制を実施する箇所は、原則として警戒が必要な範囲の外側とする。
2. 噴火が発生した場合は、すべての登山口において立入規制を行いすべての登山者等を速やかに下山させる。
3. 噴火後の規制箇所は、登山道の安全確認及び防災対策の整備が完了したところから、噴火警戒レベルに応じた規制箇所に戻すこととする。その際には、気象庁及び火山専門家に意見を求めるほか、必要に応じて協議会構成機関による安全確認を実施する。
4. 噴石対策実施済みの山小屋及び堅牢な建物である山小屋等の建物については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、検討・協議（※1）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることもある。ただし、規制箇所とするのは営業中で有人の建物のみとし、火山活動の状況も十分考慮する。
 - ・ 噴火警戒レベル2において、二の池ヒュッテ ニノ池山荘 石室山荘
 - ・ 噴火警戒レベル3（2km）において、五の池小屋 女人堂
 - ・ 噴火警戒レベル3（3km）において、田の原観光センター 田の原ビジターセンター 飯森高原駅 行場山荘
5. 噴石対策実施済みの避難小屋等については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、火山活動の状況により、検討・協議（※1）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることがある。
 - ・ 噴火警戒レベル2において、王滝口登山道8合目避難小屋
 - ・ 噴火警戒レベル3（2km）において、田の原遥拝所
6. 災害対策基本法第63条により設定している警戒区域（地獄谷火口から500mの区域）内を通る剣ヶ峰山頂及び王滝頂上付近の登山道については通行禁止とするが、火山活動の状況、安全対策の整備状況により通行禁止及び施設の閉鎖を解除することがある。
2021年現在、下記登山道において期間を限定して通行禁止を解除している。
 - ・ 黒沢口登山道 黒沢十字路から剣ヶ峰山頂
 - ・ 王滝口登山道 9合目避難小屋から王滝頂上

※1 P.67 9.災害対策基本法に基づく警戒区域 （2）警戒区域の縮小または解除 による

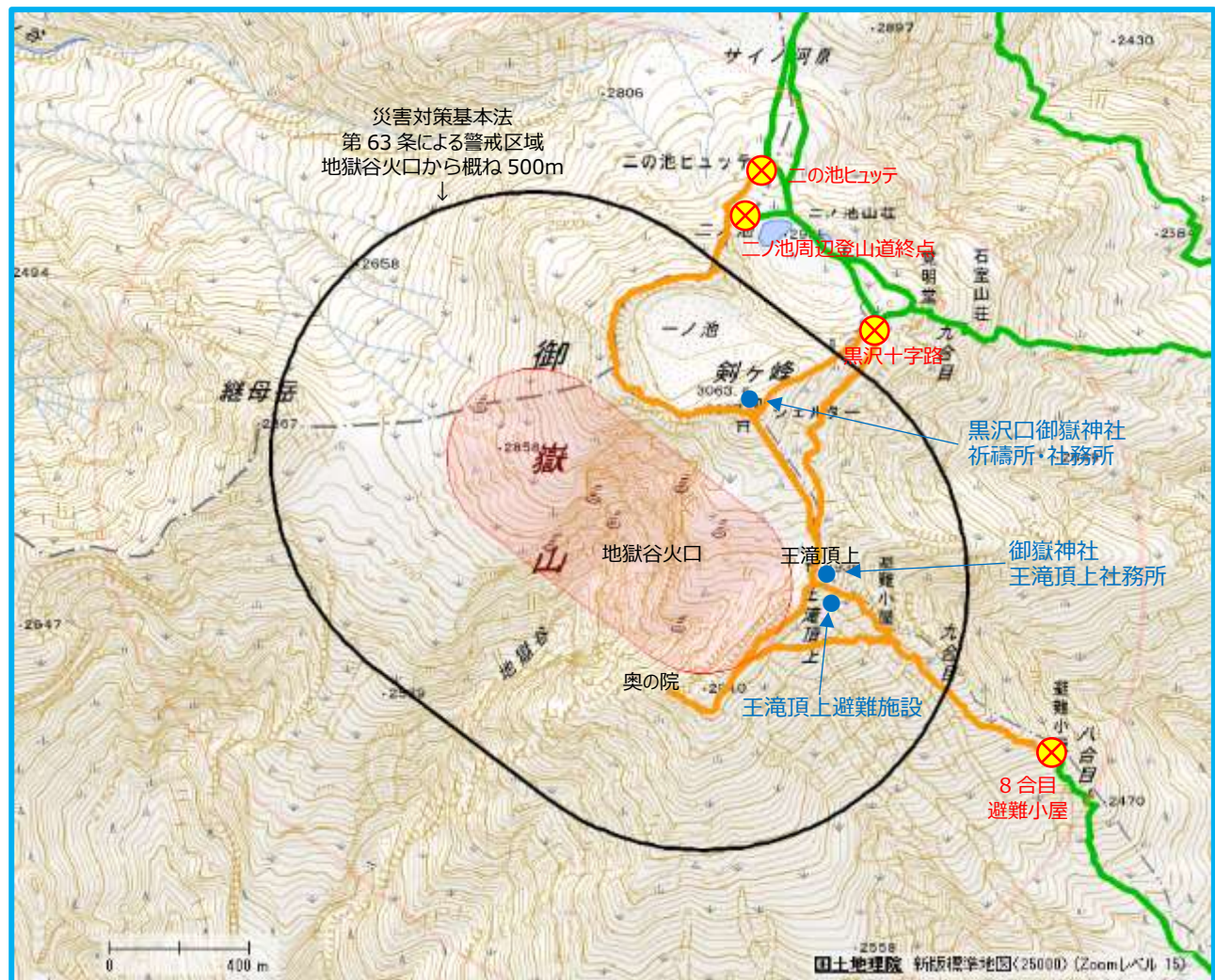
参考情報 設定方針4及び5に関わる山小屋・避難小屋等の状況（諸元）

- ・ 二の池ヒュッテ 堅牢建物 ヘルメット50個等配備
- ・ ニノ池山荘 噴石対策済み ヘルメット100個配備 屋外スピーカー設置
- ・ 石室山荘 噴石対策済み ヘルメット100個・携帯型無線機等配備 屋外スピーカー設置
- ・ 五の池小屋 噴石対策済み ヘルメット100個・携帯型無線機等配備
- ・ 女人堂 堅牢建物 ヘルメット150個・携帯型無線機等配備
- ・ 行場山荘 堅牢建物 ヘルメット100個・携帯型無線機等配備
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘） 堅牢建物 ヘルメット100個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原ビジターセンター
- ・ 王滝口登山道8合目避難小屋 屋根噴石対策済 ヘルメット配備 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原遥拝所 堅牢建物 ヘルメット100個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能

詳細は、資料編 火山災害時防災対応図参照

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 1	<パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況
-----------	-----------------------



⊗ 規制実施場所	— 登山道 (通行可)	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道		

【施設の閉鎖】

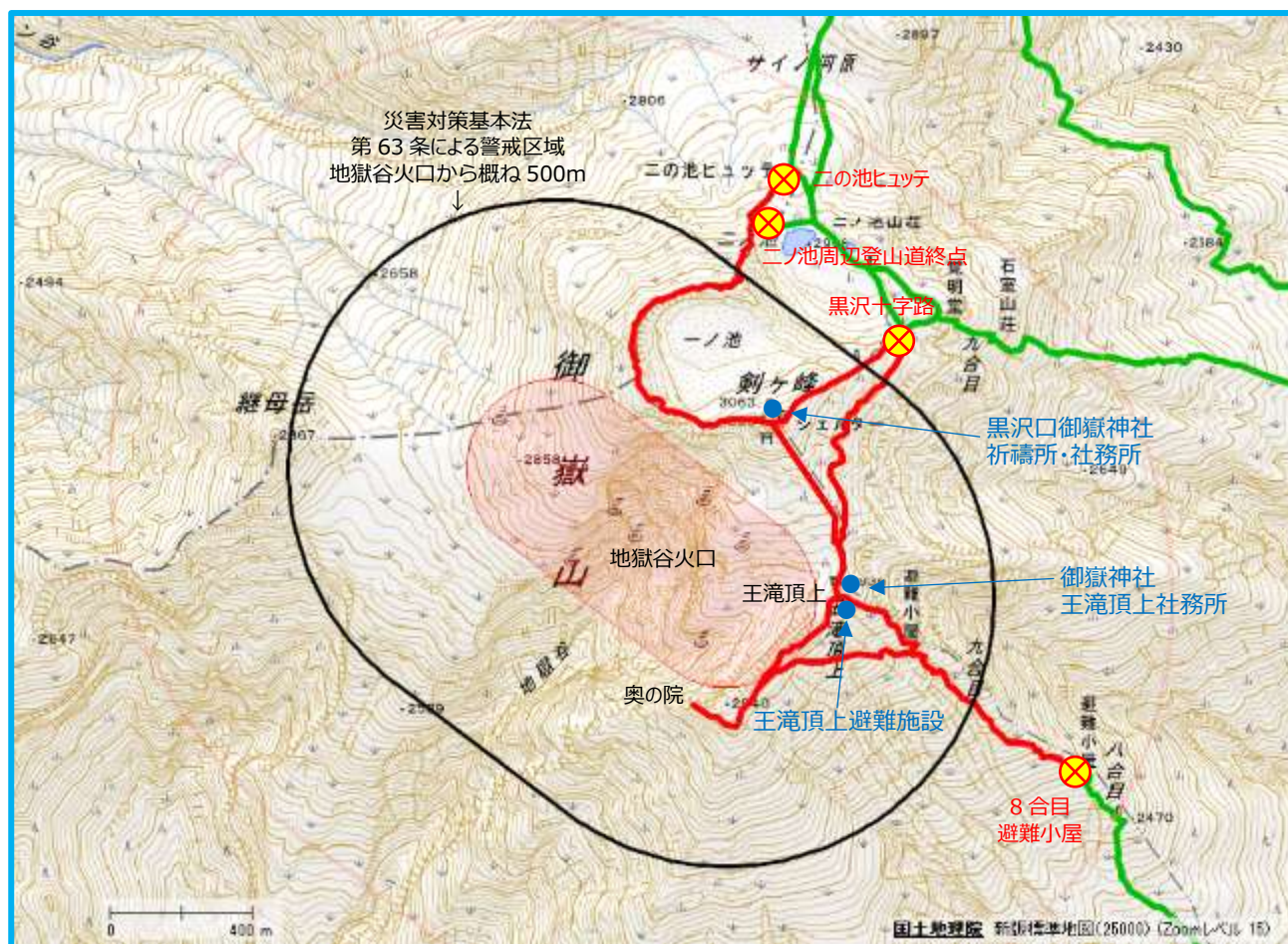
- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：8合目避難小屋<王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：黒沢十字路口<木曽町>
黒沢十字路口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
黒沢十字路口から王滝頂上方面 (二ノ池トラバース) 通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：二の池ヒュッテ<下呂市>
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
規制箇所：二ノ池周辺登山道終点<木曽町>
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 1	<パターン 1-U> 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合（要対応の場合のみ）
-------------------------	--



⊗ 規制実施場所	— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	● 閉鎖施設
-----------------	--------------------	-------------------	---------------

【施設の閉鎖】

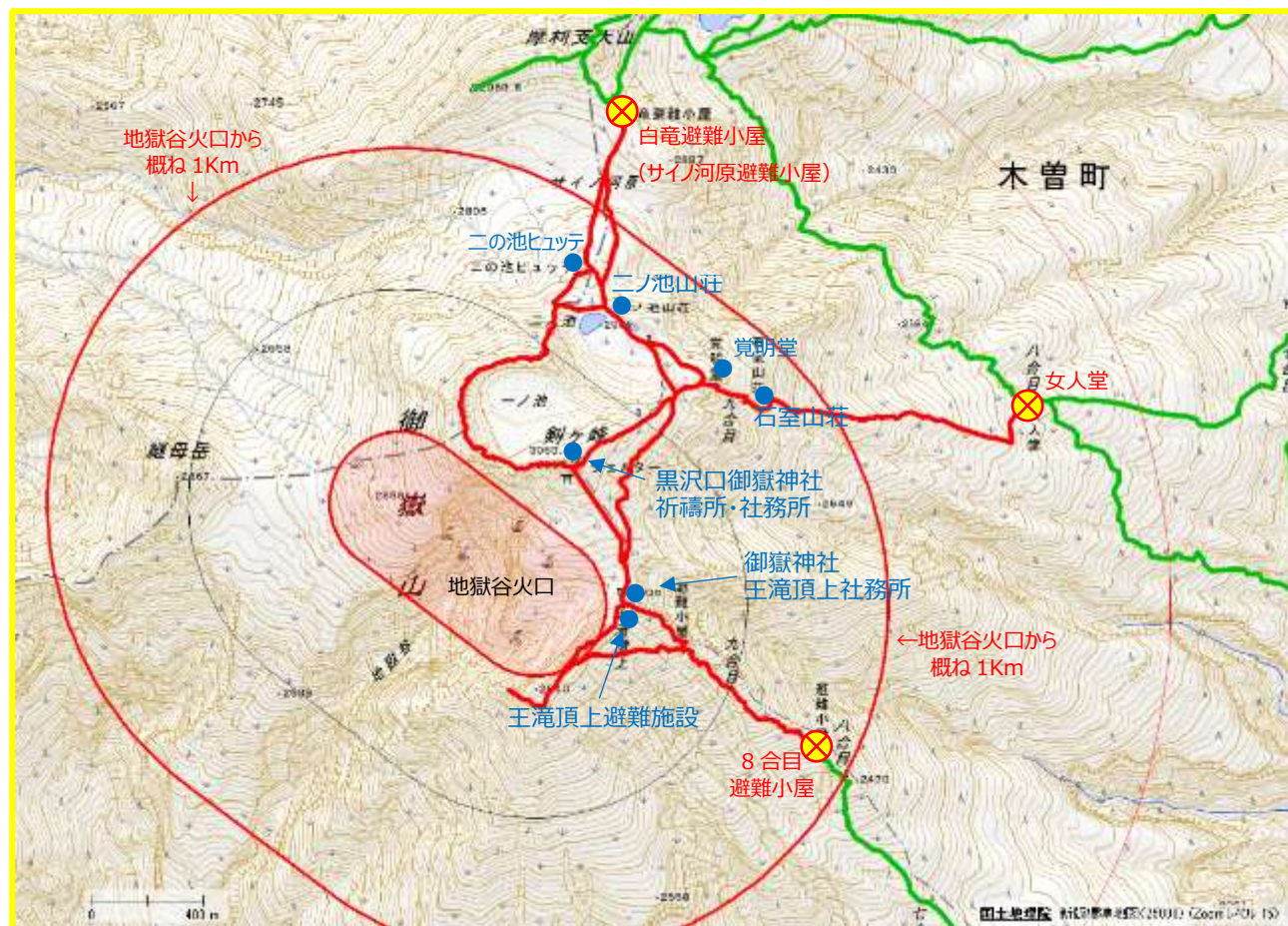
- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：8合目避難小屋<王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：黒沢十字路<木曽町>
黒沢十字路から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
黒沢十字路から王滝頂上方面（ニノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：二の池ヒュッテ<下呂市>
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
規制箇所：二ノ池周辺登山道終点<木曽町>
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 2	<パターン 2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km
------------------	-----------------------------------



⊗ 規制実施場所	— 登山道 (通行禁止)	— 登山道 (通行可)	● 閉鎖施設
----------	--------------	-------------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂 (休業中)
- ・ 石室山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

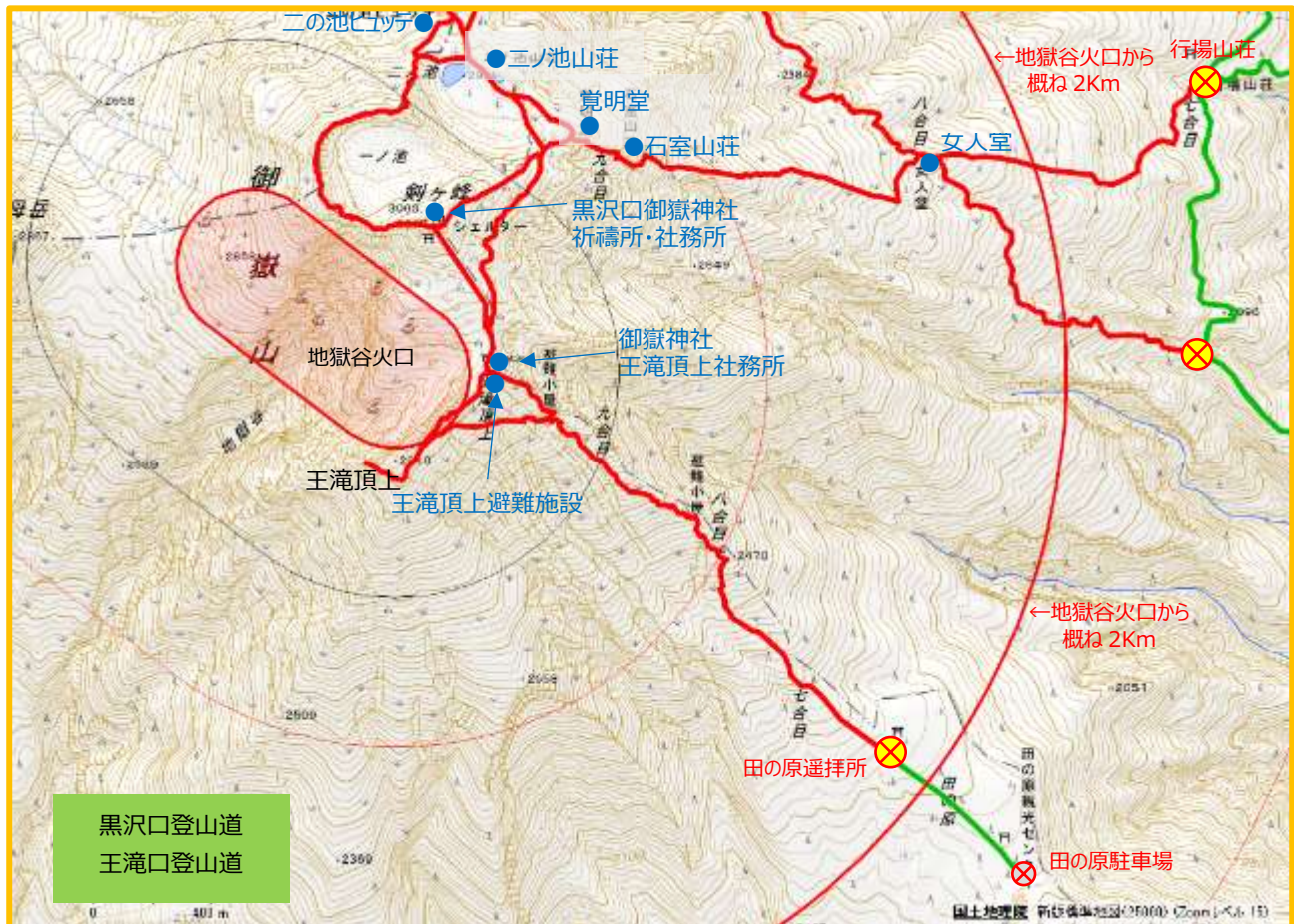
【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：8合目避難小屋<王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：女人堂<木曽町>
女人堂から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) <木曽町>
白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) から二ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km



⊗ 規制実施場所	⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所
● 閉鎖施設	— 登山道（通行禁止）
	— 登山道（通行可）

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：田の原遥拝所<王滝村>
田の原遥拝所から王滝頂上方面通行禁止
スキー場営業期間においては規制箇所を田の原駐車場にすることがある。
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：行場山荘<木曽町>
行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km



ⓧ 規制実施場所	— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	● 閉鎖施設
----------	-------------	------------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 寛明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道
規制箇所：登山道入口<木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：飛驒頂上・三ノ池・四ノ池東側分岐点<下呂市>
飛驒頂上及び三ノ池・四ノ池東側分岐点からサイノ河原・二ノ池・剣ヶ峰山頂方面及び開田口・黒沢口登山道方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-U>

警戒が必要な範囲

地獄谷火口から概ね 3km



⊗ 規制実施場所	— 登山道 (通行禁止)	— 道路 (通行可)	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路			

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原遥拝所
- ・ 田の原観光センター (田の原山荘)
- ・ 田の原社務所

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：夏期 (冬期道路閉鎖以外の期間) 田の原駐車場<王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：スキー場営業期間 第 5 クワッドリフト降り場<王滝村>

第 5 クワッドリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期・スキー場営業期間以外の冬期道路閉鎖期間 八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-U>

警戒が必要な範囲

地獄谷火口から概ね 3km



ⓧ 規制実施場所	● 閉鎖施設	
— 登山道 (通行禁止)	— 登山道 (通行可)	— 道路 (通行可)

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂 (休業中)
- ・ 石室山荘
- ・ 女入堂
- ・ 行場山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口<木曽町>

飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

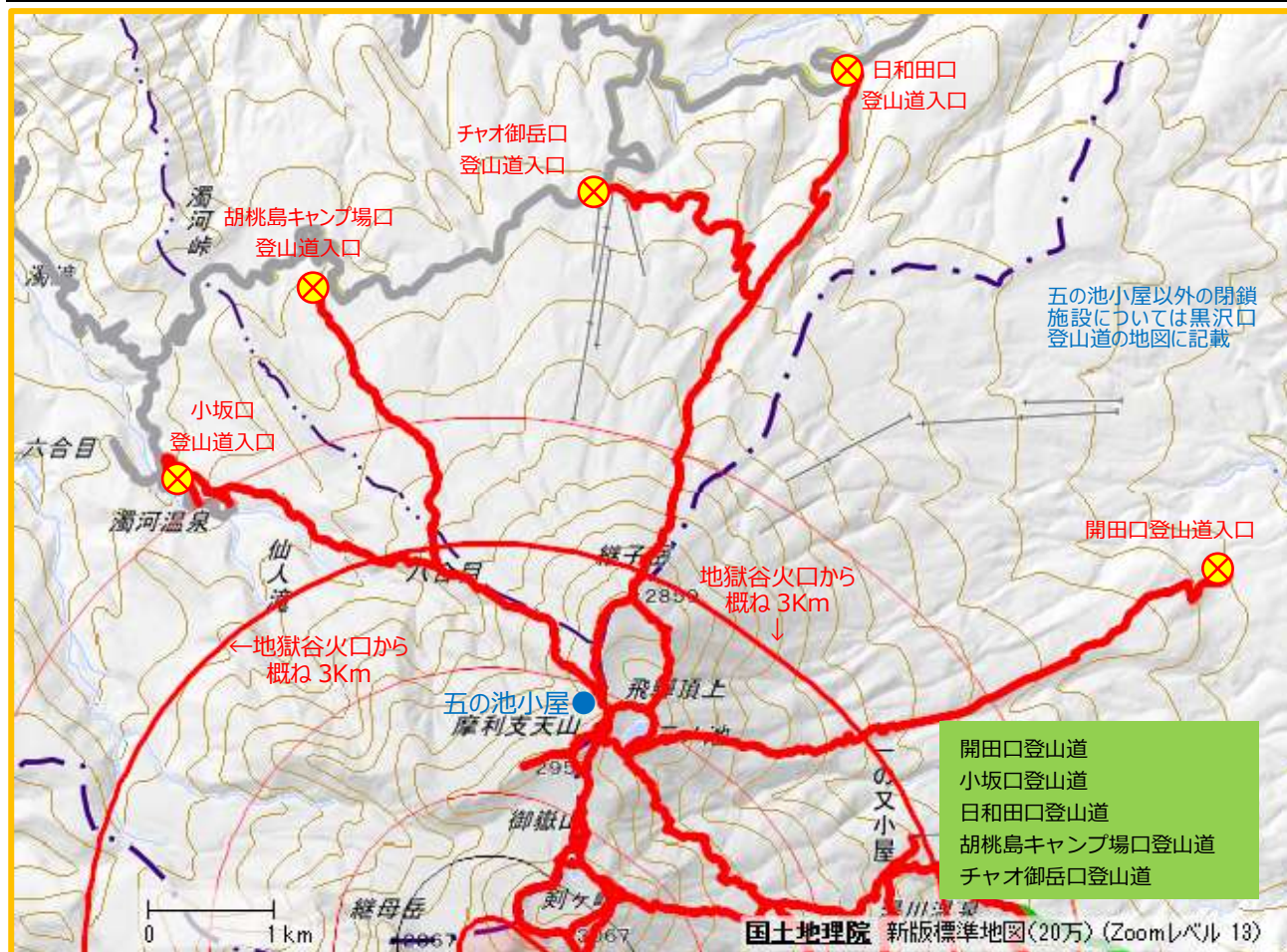
○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-U>

警戒が必要な範囲

地獄谷火口から概ね 3km



⊗ 規制実施場所

— 登山道 (通行禁止)

— 道路 (通行可)

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- ・ 五の池小屋

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道

規制箇所：登山道入口<木曽町>

開田口登山道全区間通行禁止

- ・ 小坂口登山道

規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>

小坂口登山道全区間通行禁止

- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道

規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>

日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-U>

警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所	— 登山道・道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路			

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原遥拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

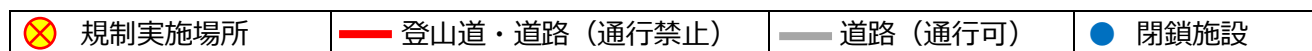
規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間 カラマツペアリフト降り場<王滝村>

カラマツペアリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間以外 八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

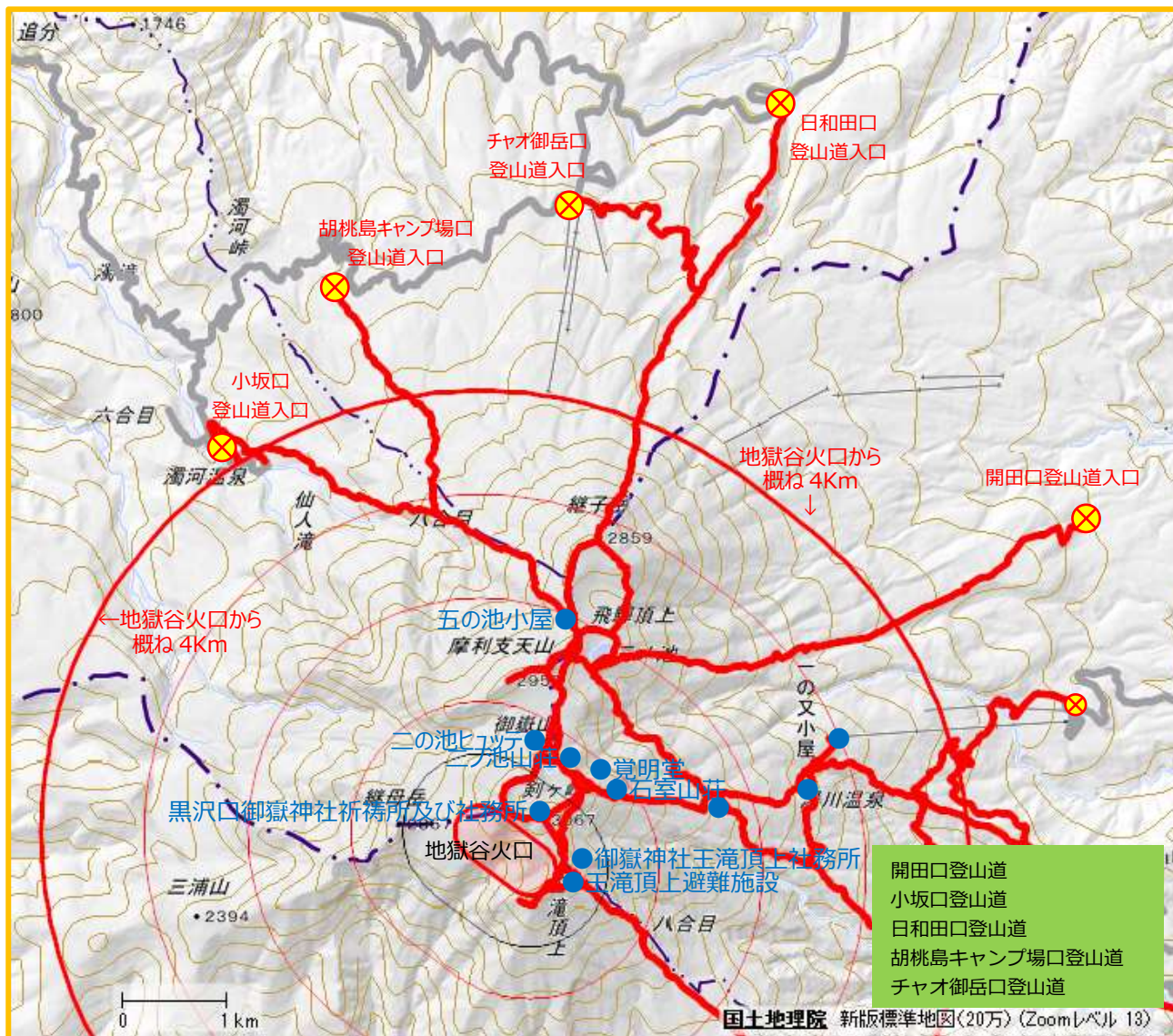
噴火警戒レベル **3** <パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所	— 登山道・道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	----------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 五の池小屋
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 開田口登山道
規制箇所：開田口登山道入口<木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所	— 登山道・道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
—	火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路		
⊗	火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所		

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原選拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

道路等の安全が確認できた場合には、以下の対応を行う。

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間 カラマツペアリフト降り場<王滝村>

カラマツペアリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

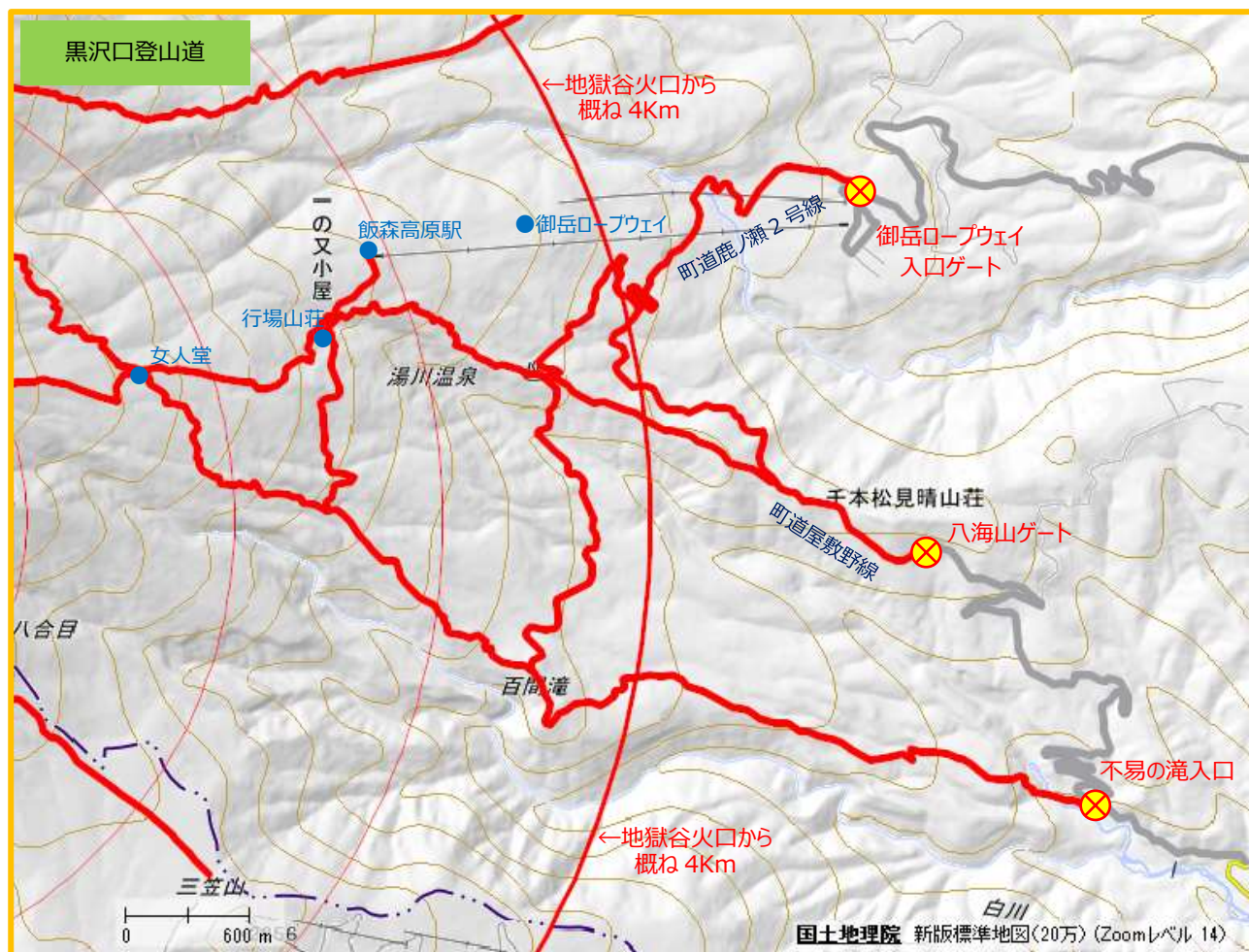
規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間以外 八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所	— 登山道・道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	----------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 女人大堂
- ・ 行場山荘
- ・ 飯森高原駅
- ・ 御岳ロープウェイ

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 黒沢口登山道・町道鹿ノ瀬 2 号線・町道屋敷野線

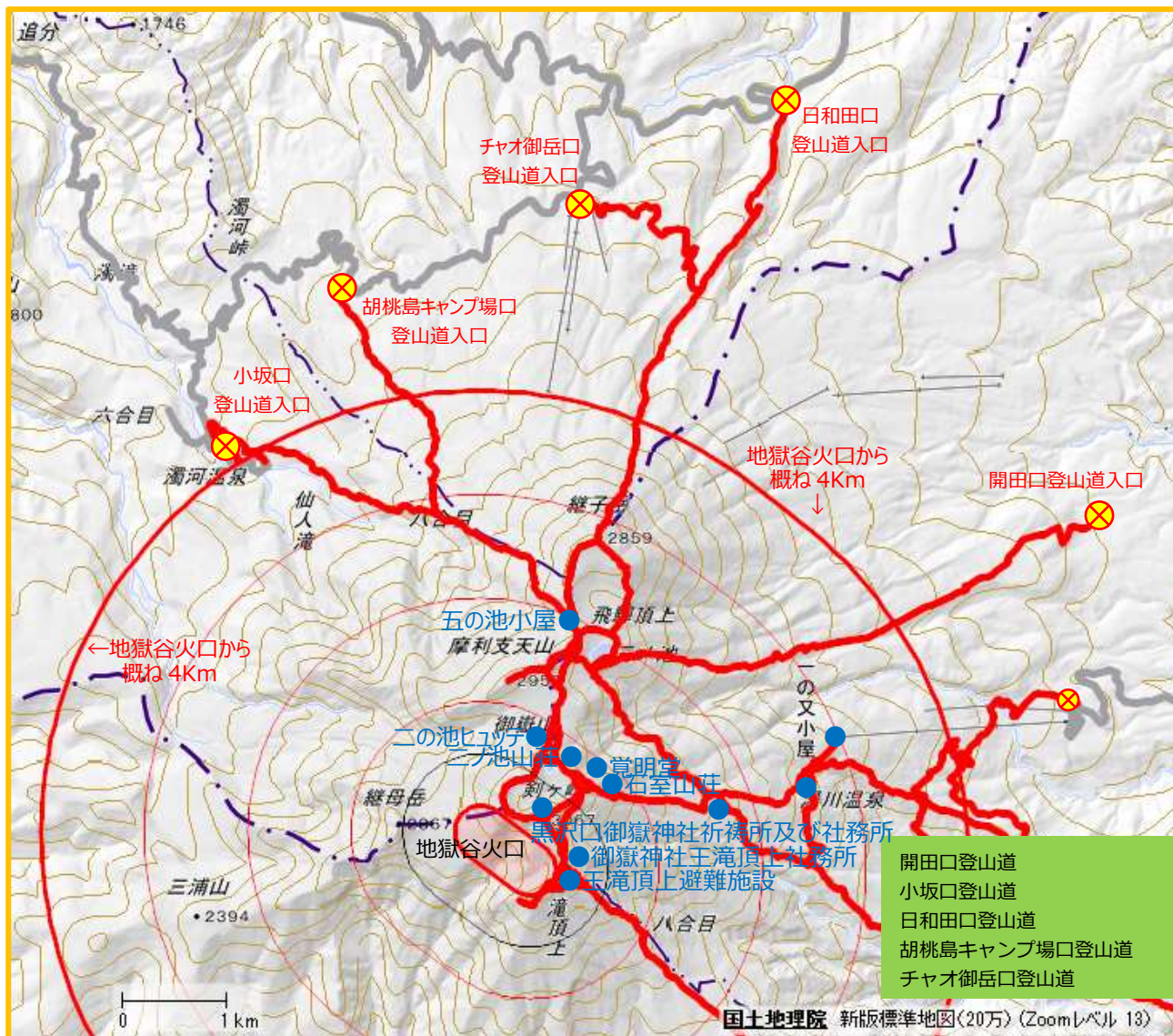
規制箇所：御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口<木曽町>

御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所	— 登山道・道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	----------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 五の池小屋
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 開田口登山道
規制箇所：登山道入口<木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



⊗ 規制実施場所	— 登山道（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路			
⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所			

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所（地図範囲外）
- ・ 王滝頂上避難施設（地図範囲外）
- ・ 田の原遥拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：夏期（冬期道路閉鎖以外の期間） 田の原駐車場<王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：冬期のスキー場営業期間 第 5 クワッドリフト降り場<王滝村>

第 5 クワッドリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



⊗ 規制実施場所	● 閉鎖施設	
— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	— 道路（通行可）
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道		
⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所		

【施設の閉鎖】

- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口<木曽町>

飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

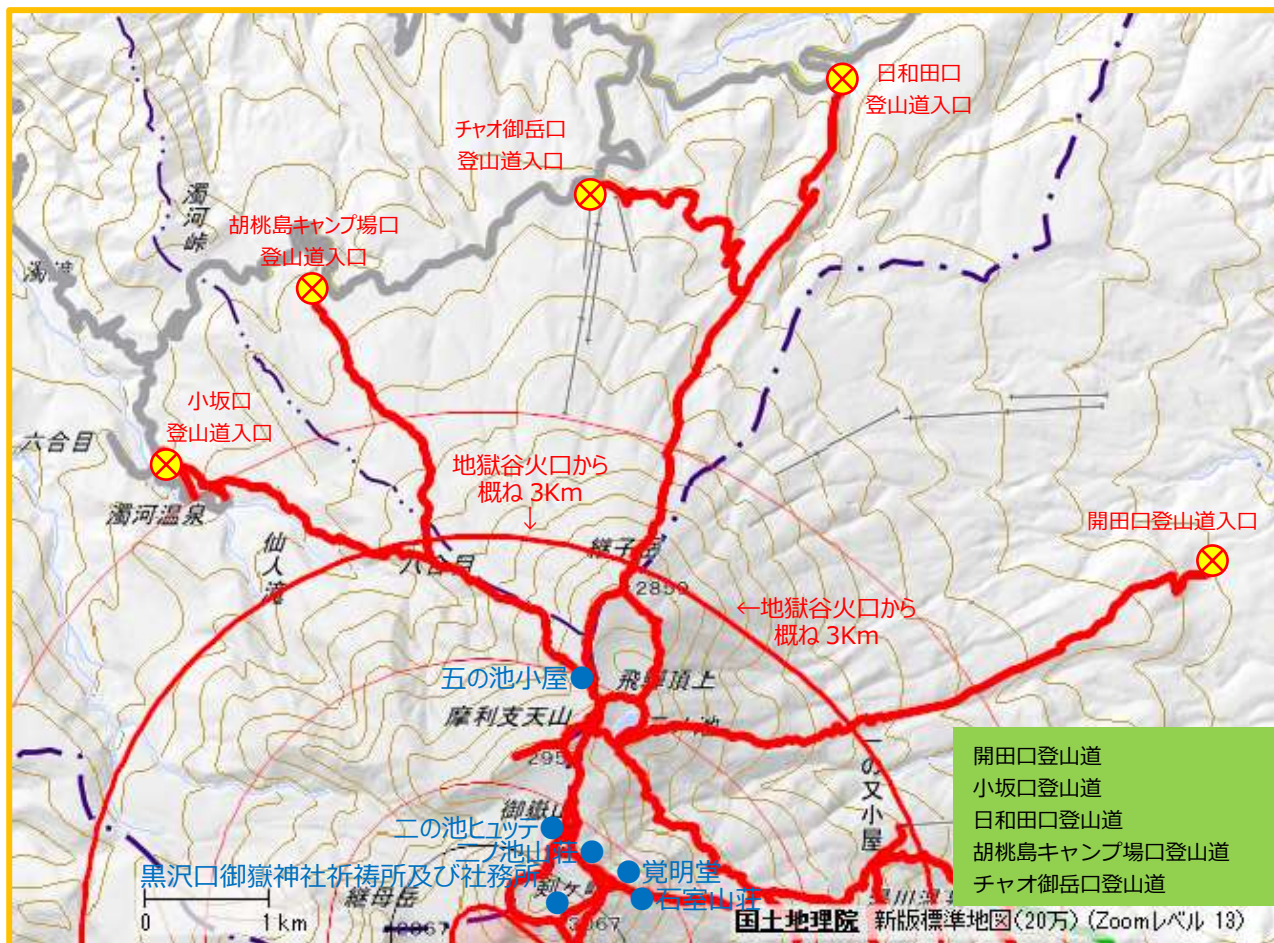
規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：行場山荘<木曽町>

行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



ⓧ 規制実施場所	— 登山道（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	-------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 二の池ヒュッテ
- ・ 五の池小屋

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道
規制箇所：登山道入口<木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



⊗ 規制実施場所	● 閉鎖施設	
— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	— 道路（通行可）
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道		
⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所		

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 田の原遥拝所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道

規制箇所：田の原駐車場<王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 5 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：田の原遥拝所<王滝村>

田の原遥拝所から王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



⊗ 規制実施場所	— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道			
⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所			

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < >内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：行場山荘<木曽町>

行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

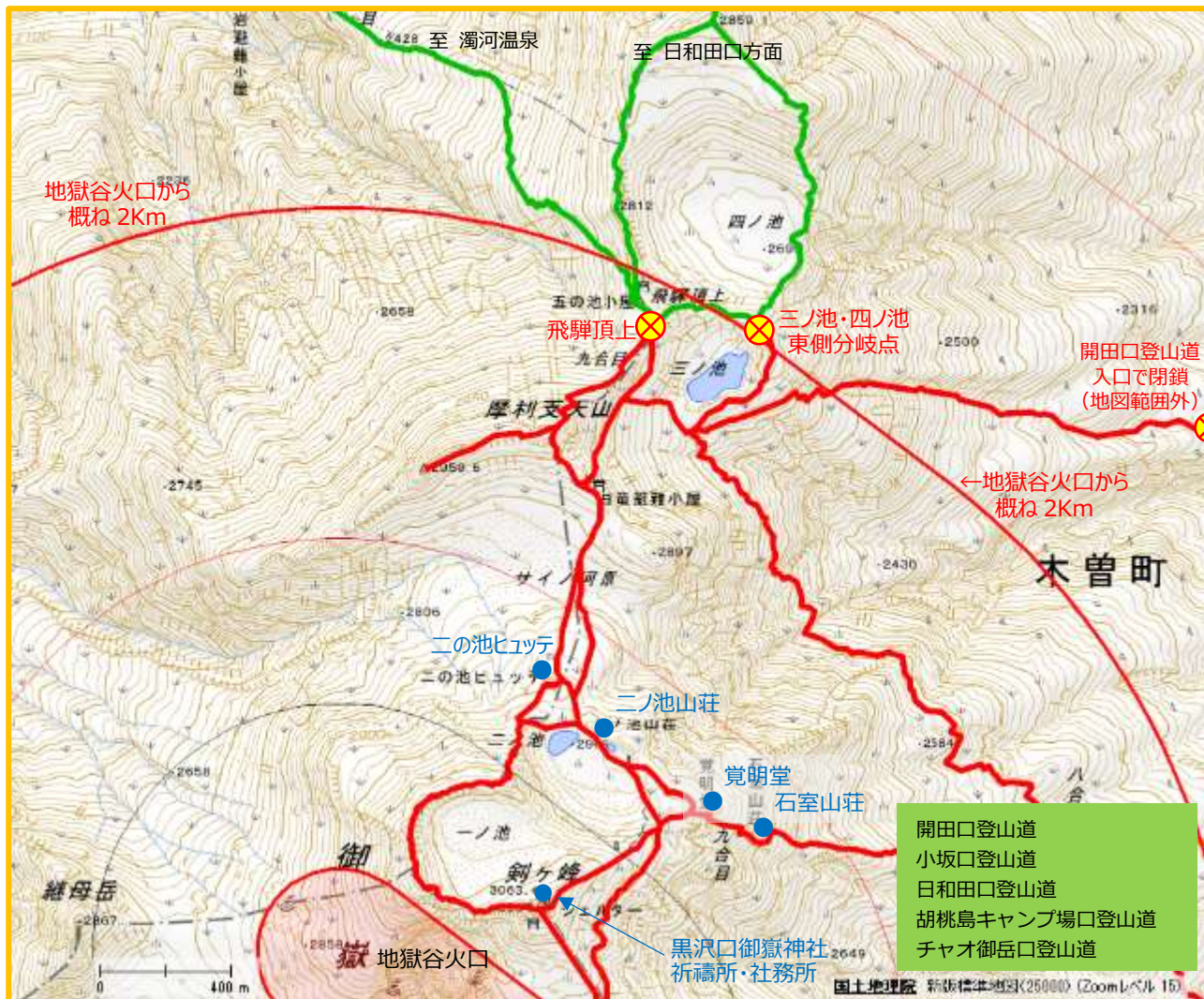
規制箇所：女人堂<木曽町>

女人堂から剣ヶ峰山頂方面・三ノ池方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



ⓧ 規制実施場所	— 登山道 (通行禁止)	— 登山道 (通行可)	● 閉鎖施設
----------	--------------	-------------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂 (休業中)
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道
規制箇所: 登山道入口<木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所: 飛驒頂上・三ノ池・四ノ池東側分岐点<下呂市>
飛驒頂上及び三ノ池・四ノ池東側分岐点からサイノ河原・二ノ池・剣ヶ峰山頂方面及び開田口・黒沢口登山道方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 2	<パターン 2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km
-----------	-----------------------------------



⊗ 規制実施場所	— 登山道 (通行可)	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道		
⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所		

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 石室山荘
- ・ 覚明堂 (休業中)
- ・ 二の池ヒュッテ

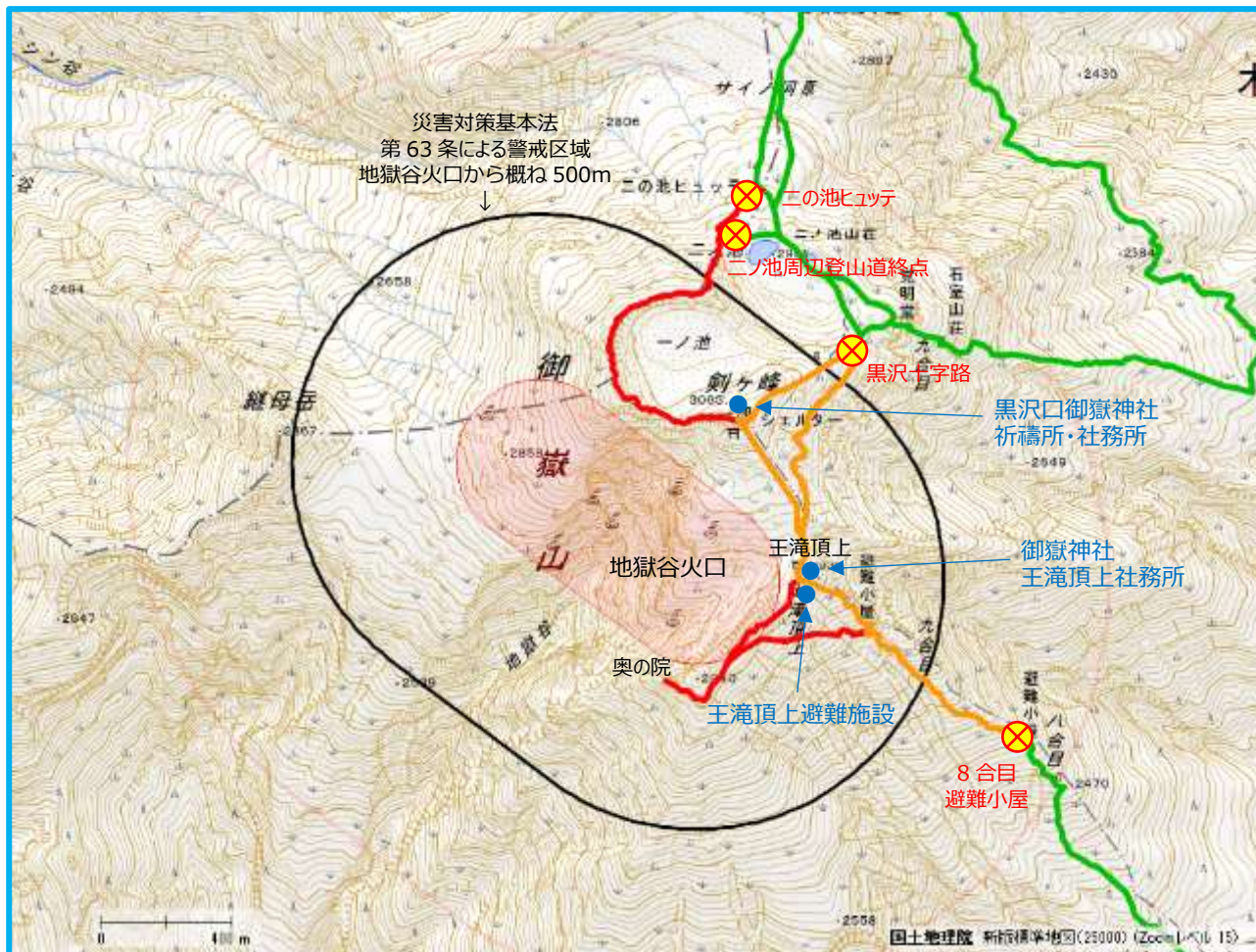
【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：金剛童子<王滝村>
金剛童子から王滝頂上方面通行禁止
規制箇所の設定方針 3 及び 5 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。
規制箇所：8 合目避難小屋<王滝村>
8 合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：女人堂<木曽町>
女人堂から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を変更することがある。
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) <木曽町>
白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) から二ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を変更することがある。

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **1**

<パターン 1-D> 火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況



⊗ 規制実施場所	— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	● 閉鎖施設
— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道			

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：8 合目避難小屋<王滝村>
8 合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：黒沢十字路<木曽町>
黒沢十字路から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
黒沢十字路から王滝頂上方面（二ノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：二の池ヒュッテ<下呂市>
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
規制箇所：二ノ池周辺登山道終点<木曽町>
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合

火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル4から5）

噴火警戒レベル4または5が発表になった際には、噴火警戒レベル3<パターン3-4-U>の対応を行う。

噴火警戒レベル3 <パターン3-4-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね4km が発表された場合	P.21
--	------

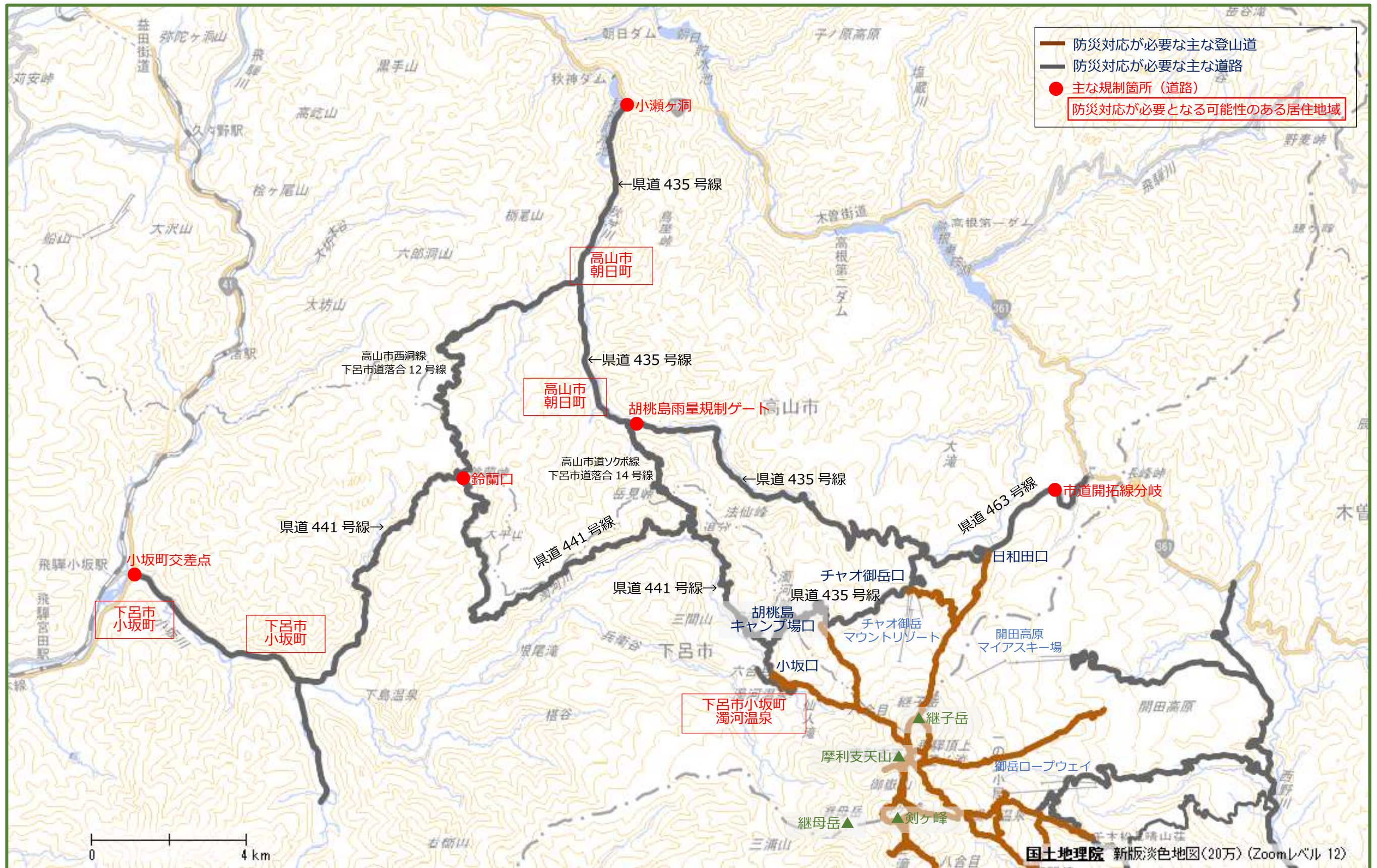
さらに、予想される生命に危険を及ぼす火山現象、警戒が必要な居住地域に応じて以下の対応を行う。

噴火警戒レベル4 <パターン4-火砕流> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	P.38
噴火警戒レベル4 <パターン4-融雪型火山泥流> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	P.42

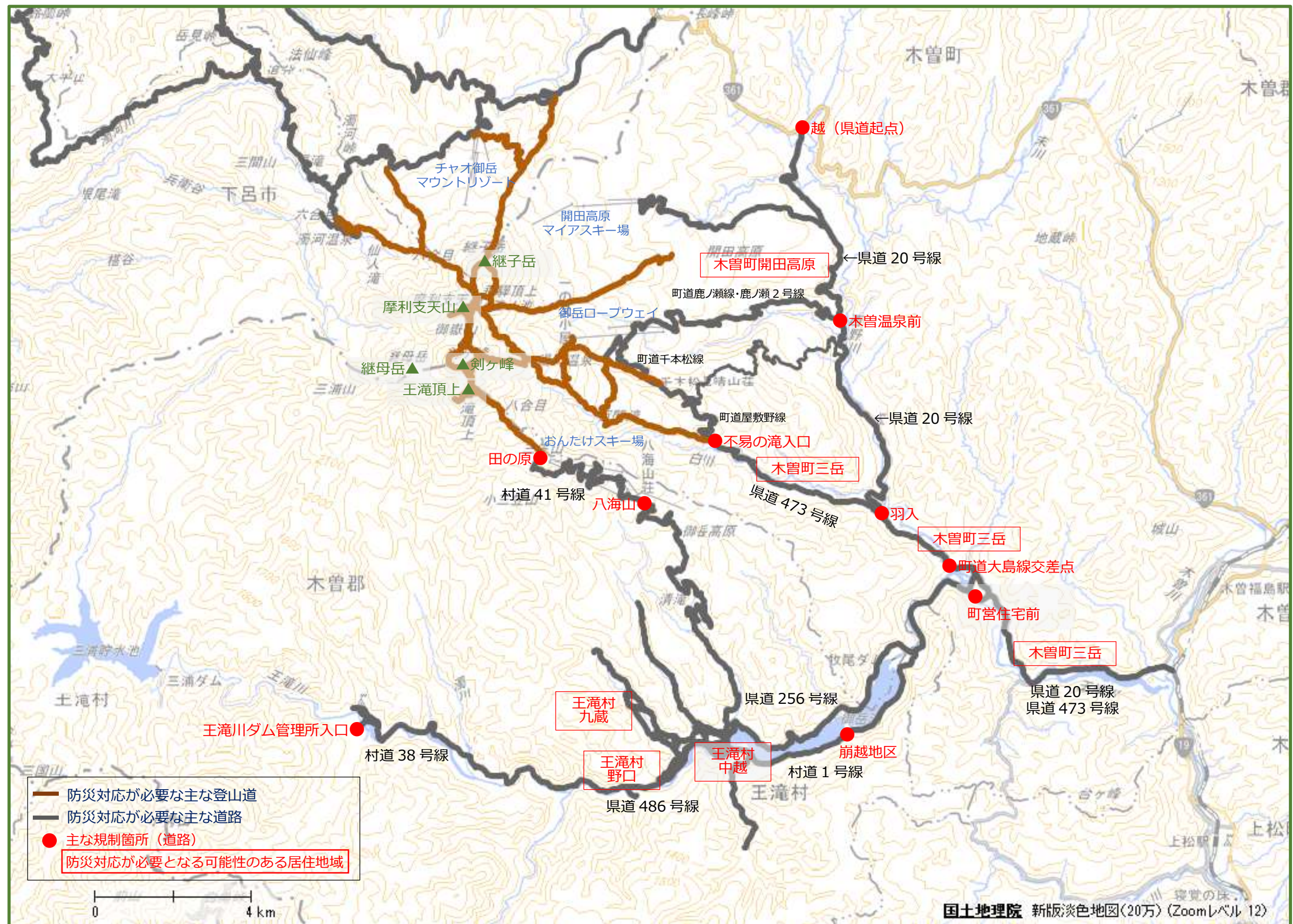
噴火警戒レベル5 <パターン5-火砕流> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合	P.50
噴火警戒レベル5 <パターン5-融雪型火山泥流> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合	P.54

凡例（防災対応図内の記号・登山道について）

	規制を実施する場所
	通行禁止となる登山道・道路
	火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路
	通行可能な登山道
	通行可能な主な道路
	閉鎖施設
	防災対応が必要となる可能性のある居住地域



岐阜県側御嶽山周辺図（噴火警戒レベル 4 または 5 において防災対応が必要な範囲）



長野県側御嶽山周辺図（噴火警戒レベル4または5において防災対応が必要な範囲）

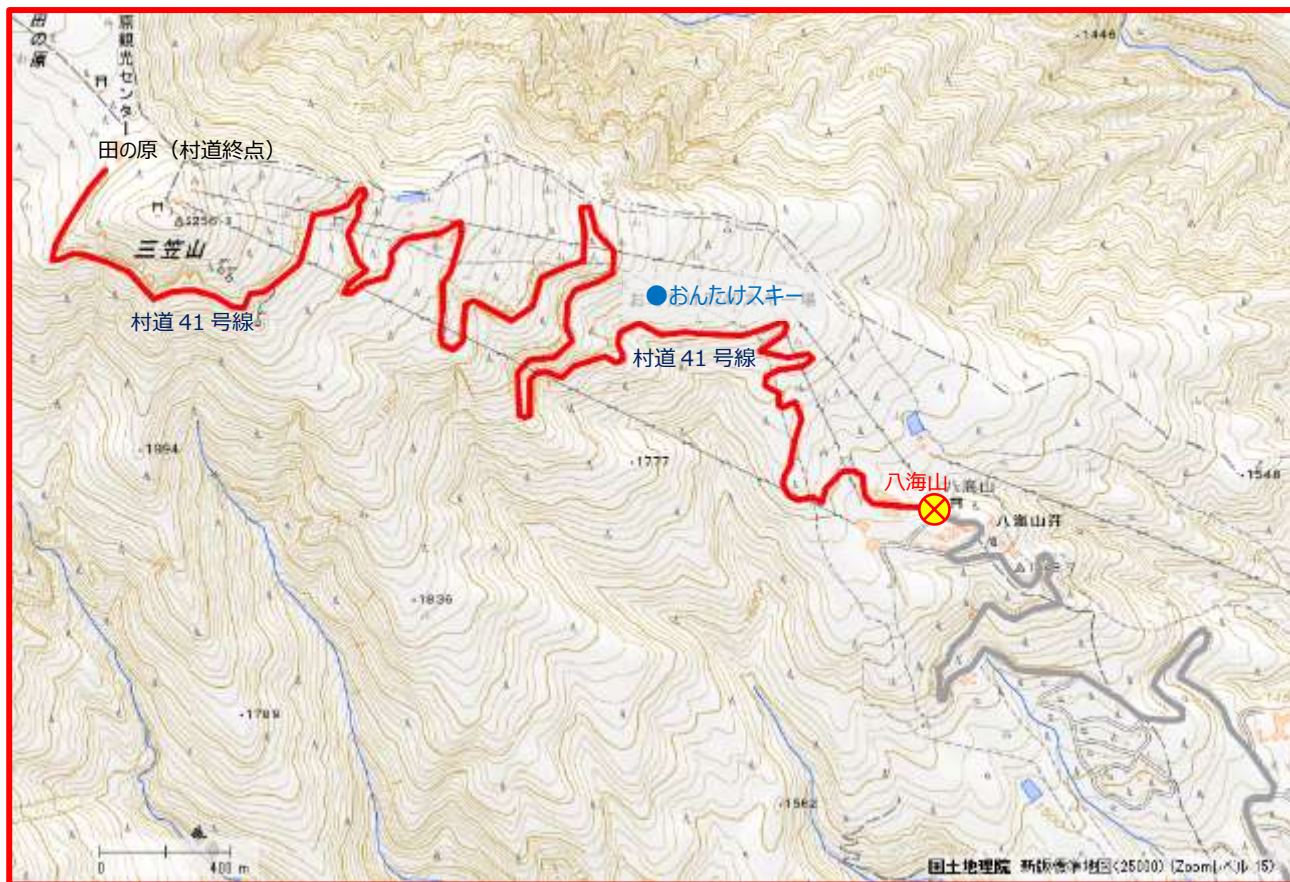
○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 4

<パターン 4-火砕流>

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

<<王滝村>>



規制実施場所	道路（通行不可）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

【施設の閉鎖】

- ・ おんたけスキー場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 村道 41 号線 <王滝村>

王滝村八海山（八海山）から王滝村田の原（村道終点）間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **4**

<パターン 4-火砕流>

<<木曽町>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

白川流域

- ・ 木曽町三岳：屋敷野地区



 規制実施場所	 道路（通行禁止）	 道路（通行可）	 閉鎖施設
--	--	---	--

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 町道鹿ノ瀬線 町道鹿ノ瀬 2 号線 <木曽町>
木曽町三岳（木曽温泉前）から御岳ロープウェイ方面通行止め
- ・ 町道屋敷野線 町道千本松線 <木曽町>
木曽町三岳（不易の滝入口）から八海山・中の湯方面通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **4**

＜パターン 4-火砕流＞

＜＜木曽町＞＞

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

鹿ノ瀬川流域

- ・ 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区



— 道路 (通行可)

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- ・ 開田高原マイアスキー場

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **4**

<パターン 4-火砕流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

湯ノ谷・草木谷流域

- ・ 下呂市小坂町濁河温泉地区：落合地区（濁河温泉地域のみ）



	規制実施場所		道路（通行禁止）		道路（通行可）		閉鎖施設
--	--------	--	----------	--	---------	--	------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町落合（鈴蘭口）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 4

<パターン 4-融雪型火山泥流>

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

<<王滝村>>

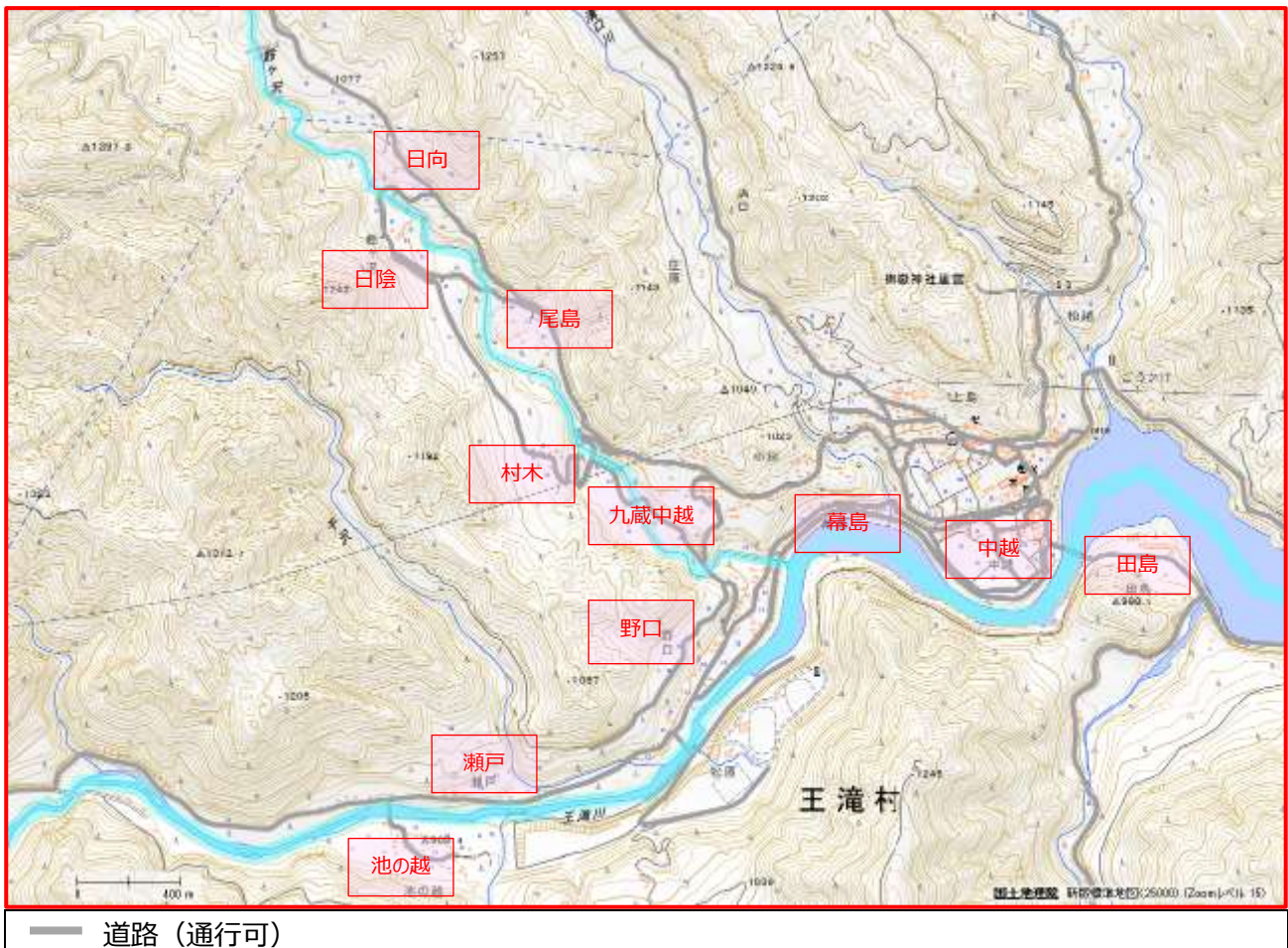
[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

鈴ヶ沢流域

- ・ 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰・村木地区

濁川・伝上川→王滝川流域

- ・ 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区
- ・ 王滝村中越：中越・田島地区



【道路の通行規制】< >内は実施機関

- ・ なし

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **4** <パターン 4-融雪型火山泥流>

<<王滝村>>



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

【施設の閉鎖】

- ・ おんたけスキー場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 村道 41 号線 <王滝村>
王滝村八海山から王滝村田の原（村道終点）間通行止め

噴火警戒レベル4 <パターン 4-融雪型火山泥流>

自川流域

-

規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--	--	---	--

- ・ 町道鹿ノ瀬線 町道鹿ノ瀬 2 号線 <木曽町>
木曽町三岳（木曽温泉前）から御岳口ーブウェイ方面通行止め
- ・ 町道屋敷野線 町道千本松線 <木曽町>
木曽町三岳（不易の滝入口）から八海山・中の湯方面通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **4**

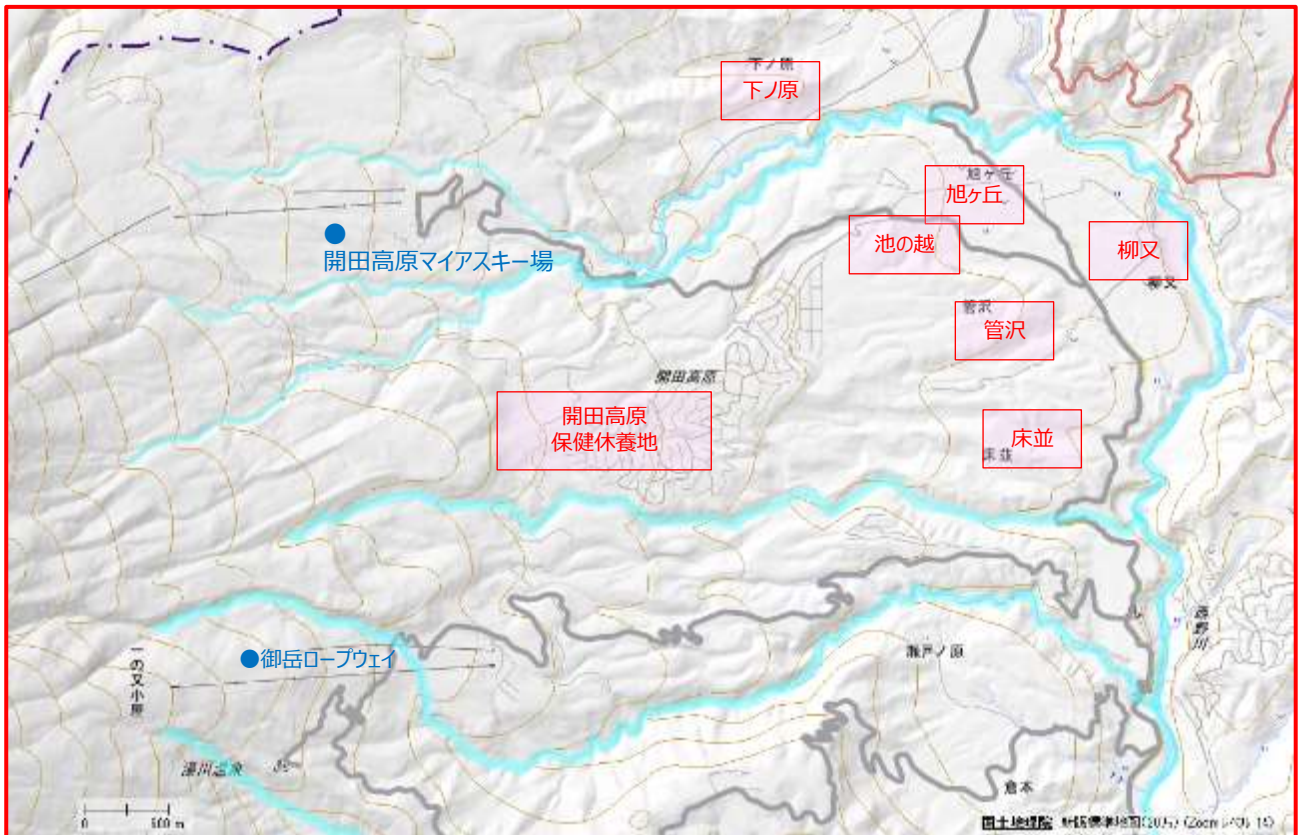
＜パターン 4-融雪型火山泥流＞

＜＜木曽町＞＞

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

鹿ノ瀬川流域

- ・ 木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区



— 道路（通行可）

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- ・ 開田高原マイアスキー場

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 4

<パターン 4-融雪型火山泥流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

湯ノ谷・草木谷流域

- ・ 下呂市小坂町濁河温泉地区：落合地区（濁河温泉地域のみ）



⊗ 規制実施場所	— 道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】< >内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町落合（鈴蘭口）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

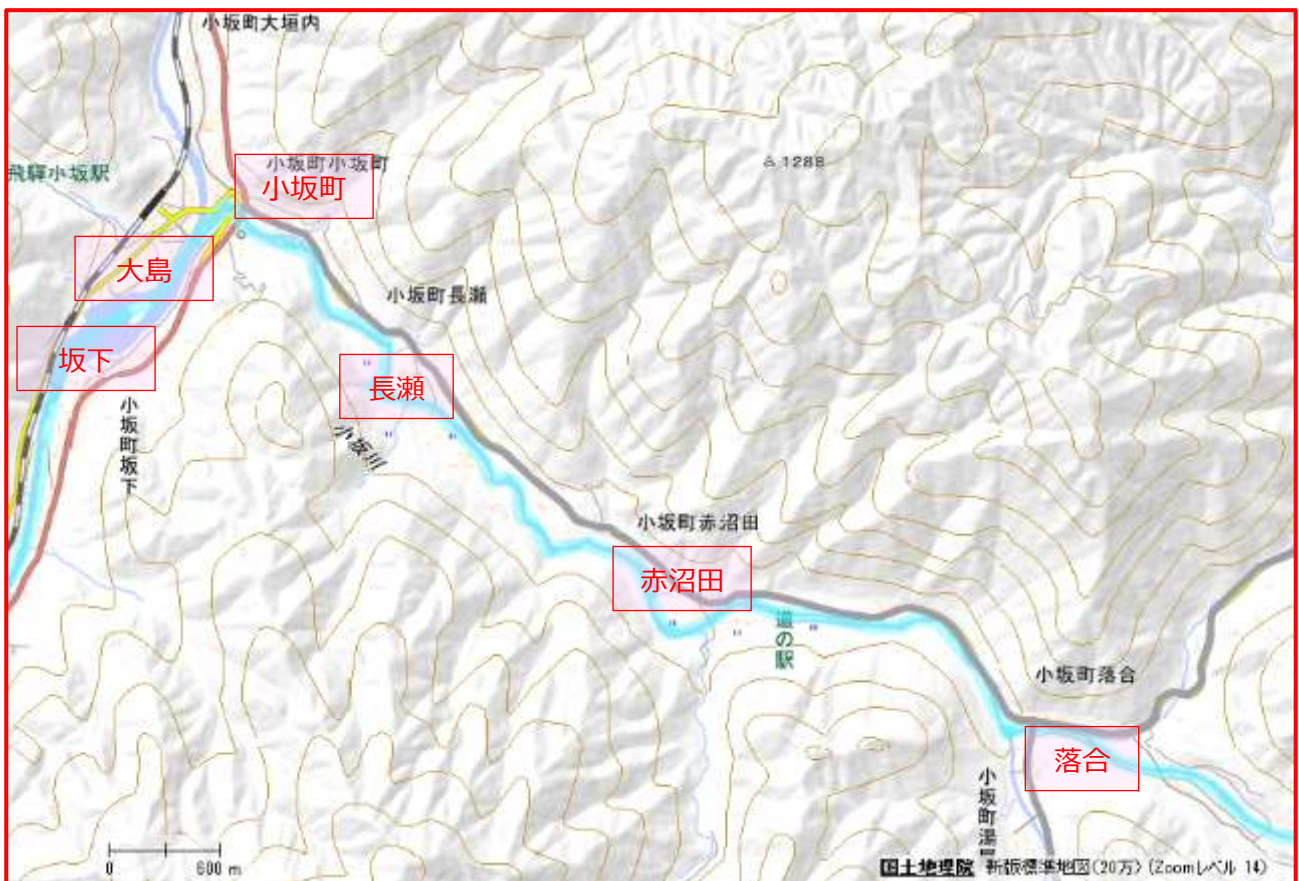
噴火警戒レベル **4** <パターン 4-融雪型火山泥流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

湯ノ谷・草木谷流域→濁河川・兵衛谷→小坂川流域

・ 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区



 規制実施場所	 道路（通行禁止）	 道路（通行可）	 閉鎖施設
--	--	---	--

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 4

＜パターン 4-融雪型火山泥流＞

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 ＜ ＞内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 ＜岐阜県＞
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 ＜岐阜県＞
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町落合（鈴蘭口）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 ＜岐阜県＞
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 ＜高山市＞・下呂市道落合 14 号線 ＜下呂市＞
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

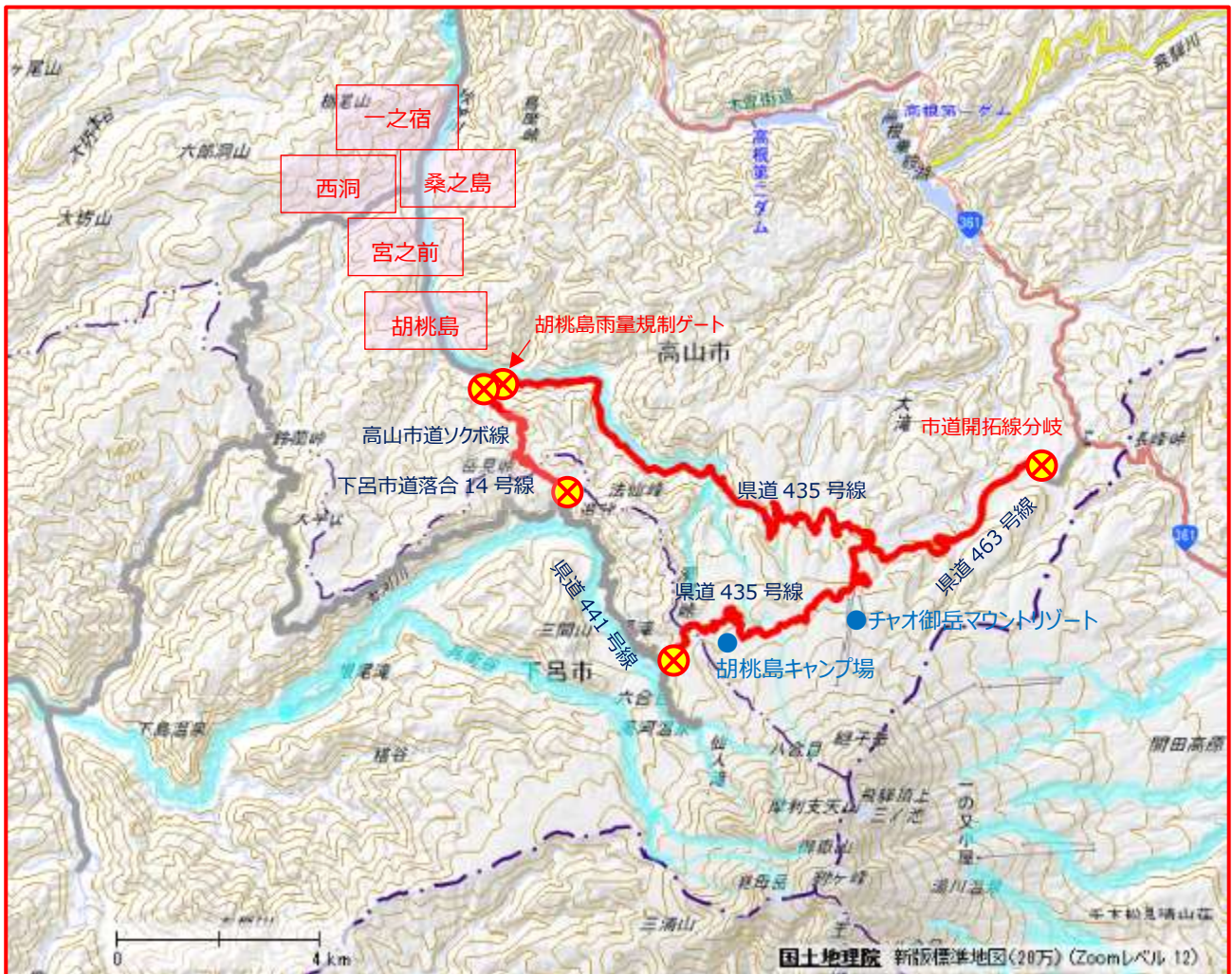
噴火警戒レベル 4 <パターン 4-融雪型火山泥流>

<<高山市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

秋神川流域

- ・ 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区



⊗ 規制実施場所	— 道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道 441 号線起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間
通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間
通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5**

<パターン 5-火砕流>

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合

<<王滝村>>



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

【施設の閉鎖】

- ・ おんたけスキー場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 村道 41 号線 <王滝村>
王滝村八海山から王滝村田の原（村道終点）間通行止め

噴火警戒レベル 5 <パターン 5-火砕流>

白川流域

-

- ・ 町道鹿ノ瀬線 町道鹿ノ瀬 2 号線 <木曽町>
木曽町三岳（木曽温泉前）から御岳ロープウェイ方面通行止め
- ・ 町道屋敷野線 町道千本松線 <木曽町>
木曽町三岳（不易の滝入口）から八海山・中の湯方面通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5** <パターン 5-火砕流>

<<木曽町>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

鹿ノ瀬川流域

- ・ 木曽町開田高原：開田高原保健休養地地区



— 道路（通行可）

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- ・ 開田高原マイアスキー場

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5**

<パターン 5-火砕流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

湯ノ谷・草木谷流域

- ・ 下呂市小坂町濁河温泉地域：落合地区（濁河温泉地域のみ）



 規制実施場所	 道路（通行禁止）	 道路（通行可）	 閉鎖施設
--	--	---	--

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町落合（鈴蘭口）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクホ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5**

<パターン 5-融雪型火山泥流>

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合

<<王滝村>>

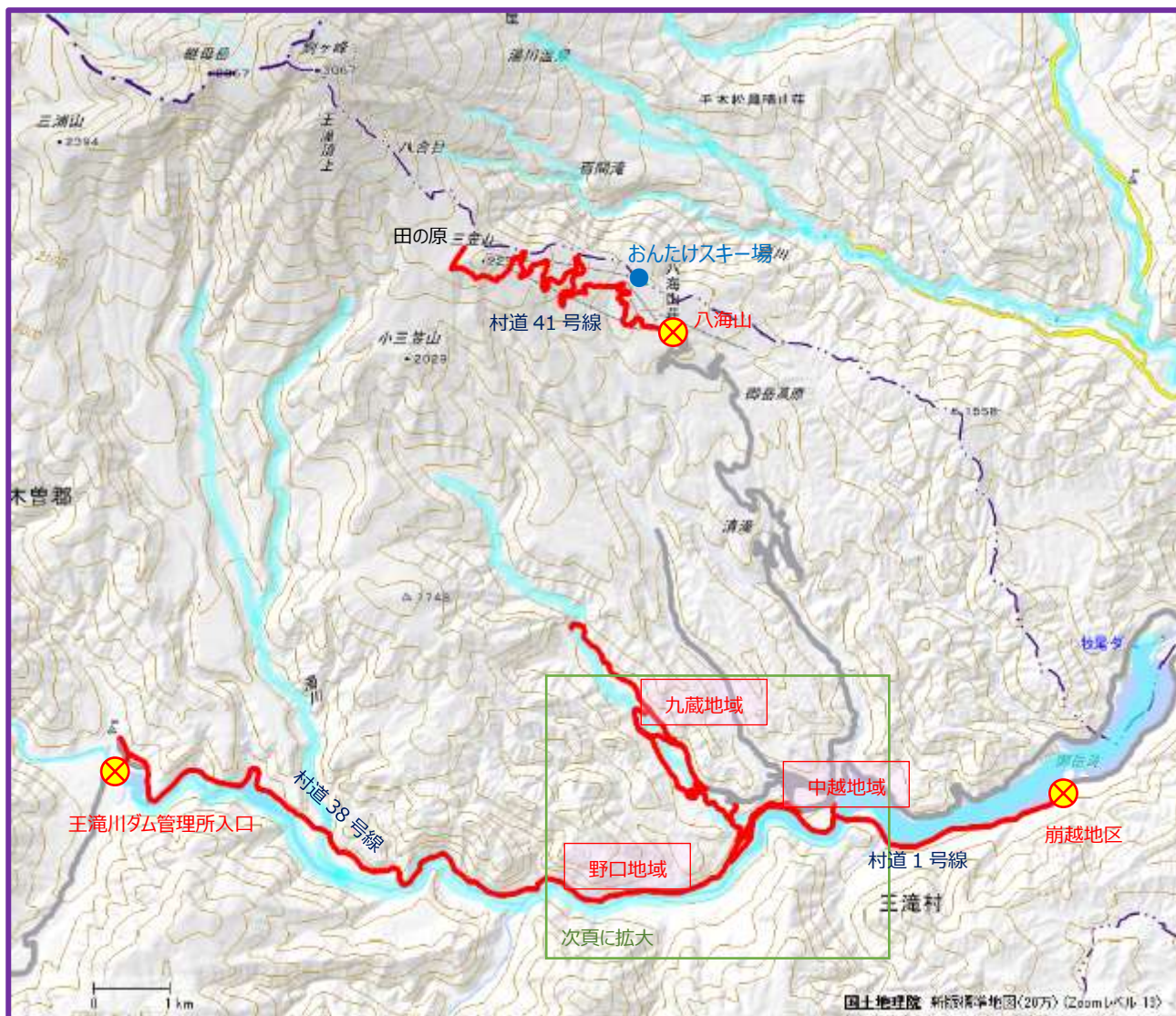
[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

鈴ヶ沢流域

- ・ 王滝村九蔵：尾島・日向・九蔵中越・日陰・村木地区

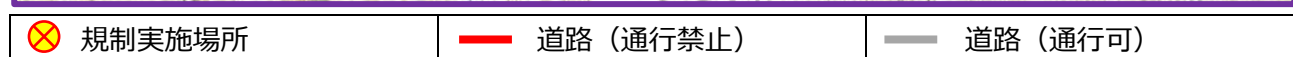
濁川・伝上川→王滝川流域

- ・ 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区
- ・ 王滝村中越：中越・田島地区



⊗ 規制実施場所	— 道路 (通行禁止)	— 道路 (通行可)	● 閉鎖施設
----------	-------------	------------	--------

噴火警戒レベル 5 <パターン 5-融雪型火山泥流>



55

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<王滝村>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

濁川・伝上川→王滝川流域

- ・ 王滝村野口：瀬戸・池の越・野口・幕島地区
- ・ 王滝村中越：中越・田島地区



⊗ 規制実施場所	— 道路 (通行禁止)	— 道路 (通行可)	● 閉鎖施設
----------	-------------	------------	--------

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 5

＜パターン 5-融雪型火山泥流＞

【施設の閉鎖】

- ・ おんたけスキー場

【道路の通行規制】＜＞内は実施機関

- ・ 村道 41 号線 ＜王滝村＞
王滝村八海山から王滝村田の原（村道終点）間通行止め
- ・ 県道 486 号線 ＜長野県＞
王滝村中越（農道交差点）から王滝村氷ヶ瀬（県道終点）間通行止め
- ・ 村道 38 号線 ＜王滝村＞
王滝村氷ヶ瀬（村道起点）から王滝村滝越（王滝川ダム管理所入口）間通行止め
- ・ 村道 124 号線 ＜王滝村＞
王滝村中越（村道起点）から王滝村野口（村道終点）全区間通行止め
- ・ 村道 68 号線 ＜王滝村＞
王滝村中越 全区間通行止め
- ・ 村道 1 号線 ＜王滝村＞
王滝村中越（中越集会所）から王滝村崩越（崩越地区）間通行止め

噴火警戒レベル 5 <パターン 5-融雪型火山泥流>

自川流域

-

- ・ 町道鹿ノ瀬線 町道鹿ノ瀬 2 号線 <木曽町>
木曽町三岳（木曽温泉前）から御岳ロープウェイ方面通行止め
- ・ 町道屋敷野線 町道千本松線 <木曽町>
木曽町三岳（不易の滝入口）から八海山・中の湯方面通行止め
- ・ 県道 473 号線 <長野県>
木曽町三岳屋敷野（県道終点）から木曽町三岳黒沢（町道大島線交差点）間通行止め
- ・ 県道 256 号線 <長野県>
木曽町三岳大島（大島チェーン脱着所）から木曽町三岳黒沢（町営住宅常盤台団地前）間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

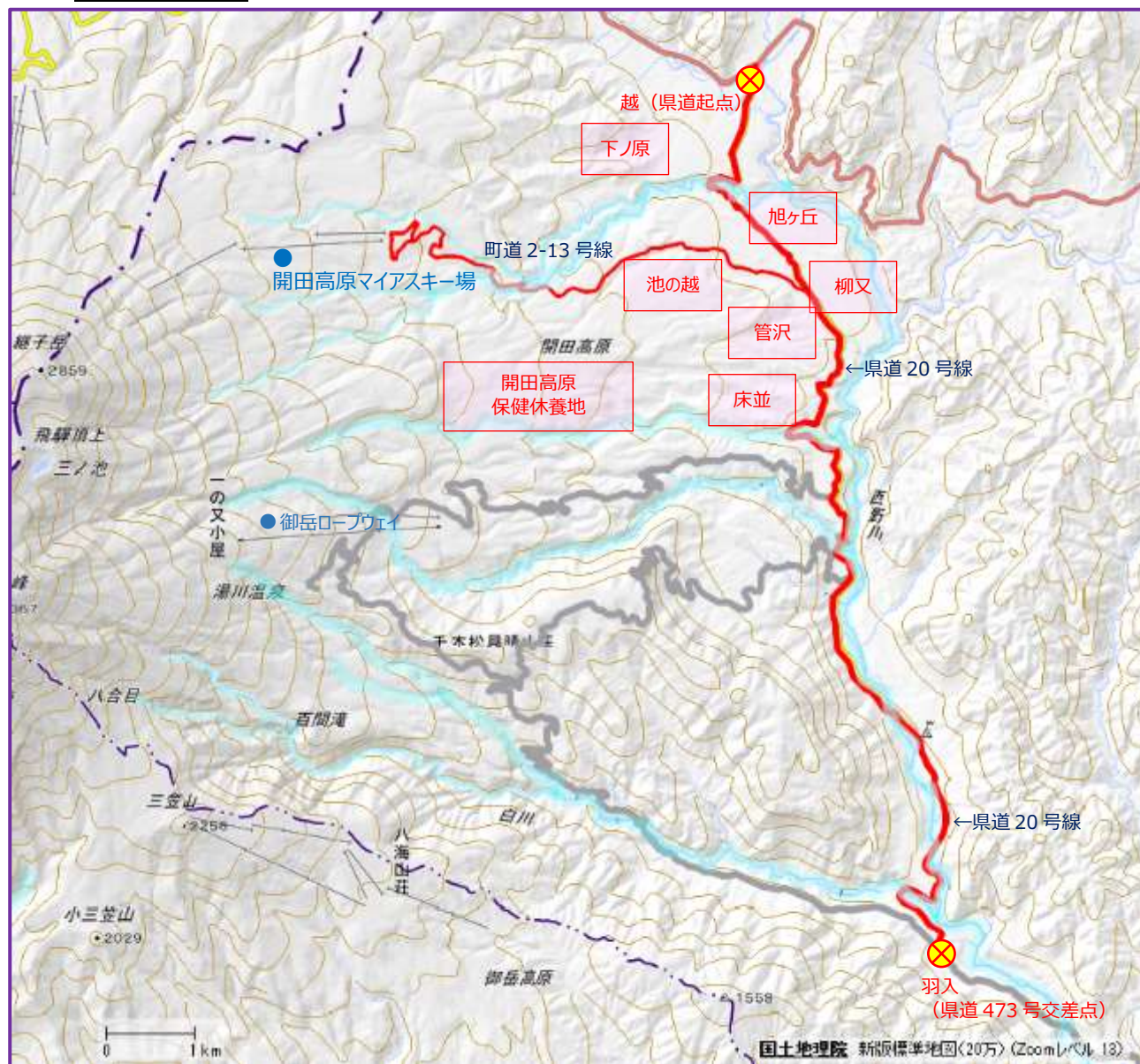
噴火警戒レベル 5 <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<木曽町>>

[[警戒が必要な居住地域]] 高齢者等避難

鹿ノ瀬川流域

- ・ 木曽町開田高原：下ノ原・旭ヶ丘・池の越・柳又・管沢・床並・開田高原保健休養地地区



ⓧ 規制実施場所	— 道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 開田高原マイアスキー場

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 20 号線 <長野県>
木曽町開田高原越（県道起点）から木曽町三岳羽入（県道 473 号交差点）間通行止め
- ・ 町道 2-13 号線 <木曽町>
木曽町開田高原西野管沢（県道 20 号線分岐）からマイアスキー場方面通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

湯ノ谷・草木谷流域

- ・ 下呂市小坂町濁河温泉地域：落合地区（濁河温泉地域のみ）



	規制実施場所		道路（通行禁止）		道路（通行可）		閉鎖施設
--	--------	--	----------	--	---------	--	------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町落合（鈴蘭口）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 <岐阜県>
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<下呂市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

湯ノ谷・草木谷流域→濁河川・兵衛谷→小坂川流域

・ 下呂市小坂町：落合・長瀬・赤沼田・小坂町・坂下・大島地区



規制実施場所	道路（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
--------	----------	---------	------

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 5

＜パターン 5-融雪型火山泥流＞

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽濁河高地トレーニングセンター
- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 ＜ ＞内は実施機関

- ・ 県道 435 号線 ＜岐阜県＞
下呂市小坂町落合（県道起点）から高山市朝日町胡桃島（胡桃島雨量規制ゲート）間通行止め
- ・ 県道 441 号線 ＜岐阜県＞
下呂市小坂町落合（県道起点）から下呂市小坂町小坂町（小坂町交差点）間通行止め
- ・ 県道 463 号線 ＜岐阜県＞
高山市高根町日和田（県道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 ＜高山市＞・下呂市道落合 14 号線 ＜下呂市＞
全区間通行止め

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

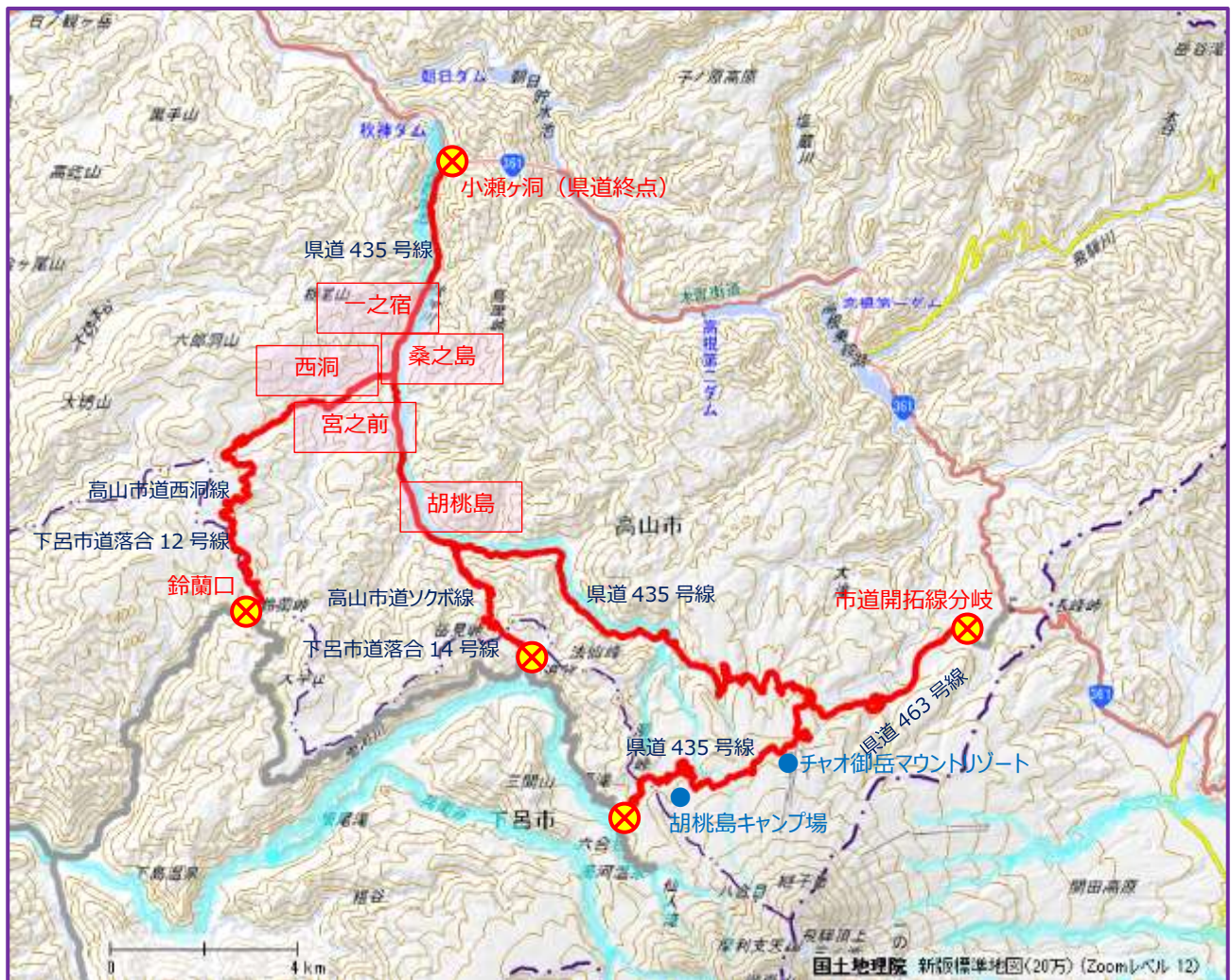
噴火警戒レベル **5** <パターン 5-融雪型火山泥流>

<<高山市>>

[[警戒が必要な居住地域]] 避難指示

秋神川流域

- ・ 高山市朝日町：一之宿・桑之島・西洞・宮之前・胡桃島地区



⊗ 規制実施場所	— 道路（通行禁止）	— 道路（通行可）	● 閉鎖施設
----------	------------	-----------	--------

【施設の閉鎖】

- ・ 胡桃島キャンプ場
- ・ チャオ御岳マウントリゾート

【道路の通行規制】 < > 内は実施機関

- ・ 国道 435 号線 <岐阜県>
下呂市小坂町落合（国道起点）から高山市朝日町小瀬ヶ洞（国道終点）間通行止め
- ・ 国道 463 号線 <岐阜県>
高山市高根町日和田（国道 435 号線交差点）から高山市高根町留之原（市道開拓線分岐）間通行止め
- ・ 高山市道ソクボ線 <高山市>・下呂市道落合 14 号線 <下呂市>
全区間通行止め
- ・ 高山市道西洞線 <高山市>・下呂市道落合 12 号線 <下呂市>
全区間通行止め